

総務文教委員会記録

○開催日時

令和3年6月24日 午前9時59分～午後2時46分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 屋 久 弘 文
委員 川 添 公 貴
委員 新 原 春 二
委員 森 永 靖 子

委員 徳 永 武 次
委員 坂 口 健 太
委員 山 元 剛
委員 山 中 真由美

○紹介議員

議 員 成 川 幸太郎

（請願第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書）

○その他の議員

議 員 井 上 勝 博
議 員 塩 田 耕太郎
議 員 成 川 幸太郎
議 員 阿久根 憲 造

議 員 犬 井 美 香
議 員 坂 口 正 幸
議 員 岩 切 正 幸
議 員 溝 上 一 樹

○説明のための出席者

総 務 部 長 田 代 健 一
総 務 課 長 橋 口 堅
秘 書 室 長 山 元 一 将
文 書 法 制 室 長 久 米 道 秋
財 政 課 長 鬼 塚 雅 之
財産活用推進課長 奥 平 幸 己
税 務 課 長 佐 多 誠 一
収 納 課 長 山 口 隆 雄
契 約 検 査 課 長 園 田 克 朗
危 機 管 理 監 佐 多 孝 一
防 災 安 全 課 長 堂 元 光 信
原子力安全対策室長 祁答院 欣 尚

企 画 政 策 部 長 古 川 英 利
企 画 政 策 課 長 上 戸 理 志
行政改革推進課長 東 田 幸 一
地 域 政 策 課 長 下 藺 伸 一
情 報 政 策 課 長 福 元 昭 宏
広 報 室 長 川 床 和 代
ひとみらい政策課長 入 枝 哲 也

会 計 課 長 西 元 哲 郎

教 育 部 長 上大迫 修
教 育 総 務 課 長 大 濱 浩 一
教育施設整備G長 田 平 陽 一
学 校 教 育 課 長 玉 利 勝 美
社 会 教 育 課 長 松 田 啓 美
文 化 課 長 堀 切 良 一
少年自然の家所長 南 竜 治
中 央 図 書 館 長 尾 寄 菊 一

選挙管理委員会事務局長 坂 元 久 徳

監 査 事 務 局 長 茶 圓 勝 久
公平委員会事務局長

議 会 事 務 局 長 道 場 益 男
議 事 調 査 課 長 川 畑 央

○事務局職員

事務局 長 道 場 益 男 課 長 代 理 前 門 宏 之
議 事 調 査 課 長 川 畑 央 主幹兼議事グループ員 上 川 雄 之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第 5 6 号 薩摩川内市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	地 域 政 策 課
(所管事務調査)	ひとみらい政策課
	情 報 政 策 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	広 報 室
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課
	学 校 教 育 課
(所管事務調査)	文 化 課
	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
(所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
(所管事務調査)	総 務 課
	秘 書 室
	文 書 法 制 室
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 6 6 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第 5 5 号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課
(所管事務調査)	収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第 6 1 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
	会 計 課
	公 平 委 員 会 事 務 局
	監 査 事 務 局
	議 事 調 査 課
発議 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書	

△開 会

○委員長（中島由美子） それでは、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、企画政策課の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志） それでは、補正予算書の33ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、10款5項2目、説明欄の恐竜化石活用事業費につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業の交付決定による展示施設整備とソフト事業の財源調整と追加計上でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

17款2項8目4節社会教育費補助金につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業の交付決定による財源調整と追加計上に伴う歳入でございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志） それでは、企画政策部の総務文教委員会資料の1ページをお願いいたします。

企画政策課からは2件説明させていただきます。

まず1件目、薩摩川内市過疎地域持続的発展計画策定に向けた取組状況でございます。

（1）趣旨としまして、旧法が期限を迎えまして、新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布されました。これに伴いまして、新たに薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

（2）の指定状況、合併前の4町4村が引き続き過疎地域として指定されます。

（3）、計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。

（4）の経過と今後の予定につきましては、5月28日から6月28日までパブコメを実施。

現在、これからの計画としまして、県との事前協議、それから本日の総務文教委員会、8月上旬には県との正式協議を経まして、9月議会の初日、本会議で議案を上程させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2件目でございます。第3次総合計画策定スケジュールについてでございます。

概要に書いてございますが、第3次総合計画につきましては、令和7年度からの10年間の基本構想、5年間の前期基本計画となっておりまして、策定作業につきましては、3月の議員全員協議会でもお示し、御説明させていただきました。

シンプルに申し上げますと、①、令和3年度からの市民参画、②、令和5年度の自治総合審議会における審議、それから③、令和6年度の市議会における審議の3段階で計画しているところでございます。

こちらについての取組としまして、本年7月から政策会議の部会として、仮称でございますが、総合計画・未来創生SDGs推進部会、さらには、

仮称でございますが、経営推進・行政デジタルトランスフォーメーション部会を設置し、庁内検討に着手いたします。

この総合計画・未来創生SDGs推進部会には八つの作業部会を設けまして、7月から作業を開始したいと考えているところでございまして、今回の一般質問でも、市長、それから部長から答弁させていただきましたスケジュールに沿った形で着手したいと考えております。

分かりやすくフロー図で説明させていただきます。

(2)です。前回の全協報告の部分が上の段になります。

①の市民参画のところに意見交換等、具体的には意見交換等は令和デザイントーク、まちづくり懇話会改めてコミュニティトーク、そういった意見交換等を経まして、②の令和5年度の自治総合審議会、③の令和6年度の市議会の審議となっております。

具体的に見直し・具体化案としまして下のほうに書いてございますが、今ほど説明しました総合計画・未来創生SDGs推進部会を設置しまして、この中に八つの部会、(3)の組織がございますが、SDGs・カーボンニュートラル作業部会、コミュニティ・小さな拠点作業部会、子育て作業部会など、八つの作業部会を設置いたしまして、作業に着手したいと考えております。

手作りでたたき台をつくった後、令和4年度の市民参画の部分、(仮称)と書いてございます。追加の項目でアンダーラインが引いてございますが、まちづくりデザイン会議の中で、市民意見、市民の提案等を反映させたものを原案という形で自治総合審議会に諮り、さらには案という形で市議会の審議を頂きたいと考えているところでございます。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(新原春二) 2点だけ見解をお知らせください。

まず、過疎地域の指定状況なんですけど、旧4町4村ということでずっと来たんですが、もう合併をして、やがて20年になろうとするんですけども、旧川内市の地域でも、寄田でありますとか、

土川でありますとか、それから西方でありますとか、かなり広範囲な、4町4村に匹敵するような交通関係でありますとか、人口関係でありますとか、そういうものがあるんですが、これはもう国の網がかかっているということもあるんでしょうけども、こういう申請ができないものかどうか、そこら辺の見解をまず一つです。

それから、今、総合計画のスケジュールがありまして、2番目の策定フローのところで、見直し・具体化案というところのいろんな部会ができるということで想定がされてますが、この部会の構成は、職員ベースなのか、民間も入れた部会なのか、そこら辺の見解を二つお願いします。

○企画政策課長(上戸理志) まず1点目の、過疎計画についての御質問でございます。

申請の地域単位が旧市町村、こちらのほうの申請ではできる形になっておりますが、川内地域全体では過疎地域の条件に合致しませんので、地域的には、先ほど言われた寄田とか、そういうところもありますが、川内地域全体の中での財政状況、人口減少状況ということで基準がございます。そちらに合致しないということで、そちらのほうは過疎地域としては指定されません。

従来どおり、4町4村のほうは、今回、新たに国のほうの基準が見直しをされましたが、鹿児島市のようなところは、過疎からもう脱却というか卒業、逆に、いちき串木野市が過疎になる、そういう形で新たな指定がされたところでございます。

2点目の総合計画のスケジュールについてでございますが、8部会、こちらは職員、課長級で構成することになっておりまして、その上のほうの総合計画・未来創生SDGs推進部会は部長級の会になっております。この中には、民間の方たちは入っておりません。

○委員(新原春二) 過疎地域の関係で、やっぱりもう合併をしてもう20年になろうとするんですよね。そうしたときに、いまだにその旧市町村を指定をせないかんのかどうかということですよ。

例えば、もう東郷町は土川とか寄田とかいうところよりも、うんと都会化をしているわけですよ。そうすれば、市民的に、全市民的なレベルで言いますと、過疎地域というのは何なのかというふうになってきますよね。

しかも、今、言われたように、いちき串木野市

が過疎地域になっているということになれば、そういう変更は、市町村の旧市町村の段階では組替えができるはずですね。

そこら辺の申請が市のほうから、やっぱり申請をしないかんのか、それとももう完全に国で網かけをされて、もうできないということではないわけですね、いちき串木野市なんかが変更になってくるというのは。そこら辺の市からの働きかけとか、そういうものはできないものなんですか。

○企画政策部長（古川英利） 説明不足で申し訳ございません。

1 点目については、もう国の基準で、簡単にいうと、旧川内市を区分けして申請はできないルールになっておりまして、旧市町村単位であくまでも評価という、この計画の策定の根拠自体がもうそういう形になっているので、我々の今の既存の中ではちょっと力及ばずの状況でございます。旧市町村単位でのやっぱり評価ということが基本になっています。

2 点目については、すみません、民間が入らないのかという御趣旨だと思うんですが、作業部会で職員だけで先行して、民間の方々を交えたときの準備に入ります。令和 4 年度に民間の方を交えてワークショップとか、各分野ごとにやっていきたいと考えております。

○委員（屋久弘文） 今、過疎法の計画策定の話がありましたけれども、新たな過疎法が今年の 4 月 1 日から 10 年間、時限立法で出来上がって、多分、前期だと思いますけど、前期 5 年間の計画を今回つくるといような話なんだろうと思いますが、簡単でいいんですが、今回の新法の内容としては、過疎地域の要件であったり、支援措置の見直しであったり、そういったのが行われているようですけども、本市に置き換えてみて、今回、新たな過疎法で旧過疎法と何が変わったのか、どんな影響があるのか、簡単でいいですから、そこをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○企画政策課長（上戸理志） 今回の新法、前回までの自立促進の特別措置法から持続的発展ということで、発展、非常にこの言葉が、国としても、この言葉を強調しながら法律ができたわけですが、市の計画の中では、これを項目ごとに落とし込んで、今の現在の計画は 9 項目の項立てをしているところです。

そこに新たに定住・移住・交流、それから人材育成という項目、さらには再生可能エネルギーという項目を特出しして、これは国のほうが基準を示して各自自治体に通知しています。そういったものをより明確に細分化した中で、今、計画を、素案をつくりまして、パブリックコメントを行っているところでございます。

この計画に基づいた事業については、過疎債という起債を活用できます。こちらについては、非常に市としてもありがたく、この過疎債を活用することによって持続的発展、こちらを目指していきたいというふうに考えております。

○委員（屋久弘文） じゃあ、特別項目が削られたということでもなくて、どっちかという、追加されて広く過疎債なんかも使えるようになったというようなニュアンスでいいんですか。

○企画政策課長（上戸理志） これまで、その他という形でくくられてましたので、その中で入れ込んだ部分が強調されて項目されていますので、事業の中についての大きな変更といったところは、特にございません。計画をより詳細に書き込むというところが変更点でございます。

○委員（坂口健太） 第 3 次総合計画の策定スケジュールについて、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、見直しをされて、今年度から市民参画型で、仮称のまちづくりデザイン会議とされるということでありましたけれども、まず、その、こういった形での、市民の方々の参画、意見の場を想定されておられるのか、お示しいただければと思います。

○企画政策課長（上戸理志） 本会議一般質問でも、7 月に作業部会を設置して、これから作業を開始するということで申しております。

そういった中で、市民との交流、市民からの意見提言、具体的に、どういう規模で、どういう形でするかというのは、これから決めていきたいというふうに考えています。

○委員（坂口健太） 今後のことだと思うんですけども、どうしても今年度中に行うと、第 3 次総合計画自体は令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間の計画期間の、薩摩川内市の道筋を定めるものと思うんですけども、例えば、今年度であれば特にですけども、コロナ禍の克服というところが、市民の皆様から意見を聞いても、比重

が大きなものになるのかなと思っています。

ただ、令和7年度からの計画が始まるタイミングにおいて、そこだけに意見が集中してしまうと非常にラグが生じてしまって、市民の皆さんの意見がストレートに反映されるかどうかというのも、ちょっとそごができてくるとそごくもったいないことになると思います。

そこについて、そこに注意されて、市民の皆様から意見を聴取されるのがよろしいかなと思って。意見でした。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△行政改革推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

△議案第56号 薩摩川内市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第56号 薩摩川内市支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一）議会資料と委員会資料の3ページから4ページの議案関係資料としてお示ししていますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず、支所等の位置づけについて、支所等の行政財産は条例で規定する必要がある、再編後の組織は地域限定的な業務を分掌する組織となるため、地方自治法第155条第1項に規定している「支所又は出張所」として定義する必要があるとございます。

したがって、甕島振興局、下甕支所を支所として、里・鹿島市民サービスセンターを出張所として条例で定め、既存の支所設置条例で出張所を含めた条例として改正するものです。

なお、条例上では、甕島振興局と下甕支所が同格で規定されるように見えますが、甕島振興局が甕島全体を統括するよう、事務分掌規則等で詳細に規定することといたしております。

支所としての位置づけとしましては、甕島振興

局を現在の上甕支所庁舎内に置き、所管区域は甕島全域とします。

下甕支所は、現在の下甕支所庁舎内に置き、所管区域は下甕地域と甕大橋が不通となった場合を想定し、鹿島地域を追加いたします。

出張所としての位置づけでは、里市民サービスセンターを現在の里支所庁舎内に置き、所管区域は里地域といたします。

鹿島市民サービスセンターを現在の鹿島支所庁舎内に置き、所管区域は鹿島地域といたします。

題名の変更といたしましては、既存の支所設置条例で、出張所を含めた条例として改正することから、題名を「薩摩川内市支所等設置条例」としたいと考えております。施行日は、令和3年10月1日といたします。

その他といたしまして、口頭ではありますが、

で頂きました質問などについて報告させていただきます。

まず、甕島振興局における入札及び契約の処理手順についてですが、すみません、

という部分は削除させていただきたいと思っております。すみませんが、よろしくお願いいたします。

まず、甕島振興局における入札及び契約の処理手順についてですが、現在は、設計図書一式を契約検査課に回付し、設計者の同席の下、契約検査課所属の土木、建築、電気設備の専門の技師による審査を受けており、甕島振興局の職員が設計した場合も同じ取扱いとなります。

仮に、契約検査課職員を甕島振興局に配置した場合、先ほど申し上げました、複数の専門性の高い職員が必要となり、現実的には困難な状況であります。

また、現在130万円を超える建設工事の一般及び指名競争入札は、契約検査課において電子入札を実施しております。

御意見といたしましては、島内での入札契約が完了するようなやり方を協議してほしいとのことでしたが、現時点におきましては、現行どおりということで御理解いただきたいと思います。

二つ目は、即決補修工事の上限額についてですが、上限額である130万円以下については、地方自治法の規定に基づくものであり、増額することは不可能であることを御理解いただきたいと思います。

3点目、組織再編に係る地元説明会についてありますが、地区コミュニティ協議会の役員等を対象に、6月12、13日に開催予定として準備を進めましたが、新型コロナウイルス感染症対策として延期いたしております。

現在は、7月7日に開催できるよう準備を進めているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）即決の130万円の根拠論が自治法上って言われたんですけど、自治法第何条か教えてもらえませんか。

いや、私の記憶の中では、前100万円以下を130万円に上げたんですよね。そのときには自治法上の規定によりという説明がなかったんでお聞きするんで、自治法第何条かな。

○委員長（中島由美子）分かりますか。

○行政改革推進課長（東田幸一）

○委員長（中島由美子）また、じゃあ、調べて御答弁ください。

○行政改革推進課長（東田幸一）すみません。駄目。

○委員（川添公貴）はい。何て。

○行政改革推進課長（東田幸一）いや、すみません。

○企画政策部長（古川英利）すみません。削除させていただきます。

○委員長（中島由美子）はい。削除してください。その、今のことは。

○企画政策部長（古川英利）すみません。今の言葉は削除をさせてください。調べますので、また……

○行政改革推進課長（東田幸一）すみません。

○企画政策部長（古川英利）ほかの御質問いただく間に調べたいと思います。

○委員長（中島由美子）はい、調べてください。

ほかにありませんか。ほかの質問、誰かありませんか。

○委員（川添公貴）入札制度については、電子入札なんですけど、その部分はやっぱり公平な入札を図るべきだろうと、そこは理解するんです。

その入札が済んだ後に、完成検査等があったときに、やっぱり同じように出向いていくわけですけど、そこ辺はどうなっているのかということ。

それから、甑島振興局が上甑島にあって、先ほど説明がありましたように、台風等で下甑島に行けないときに、下甑島の、そういう災害等の調査とか、命令系統とかいうのをどのように考えていらっしゃるのか。権限移譲があるのかどうか。

当然、電話等が不通になったという想定をしたときに、下甑支所かな、ここでどのような対応をするのかというのをちょっと教えてもらえませんか。

○行政改革推進課長（東田幸一）工事の完成検査につきましては、従来どおり、金額に応じて、契約検査課の職員が出向いて完成検査を行うと認識しております。

あと、災害時等についてであります。下甑支所に下甑班という災害対策の体制を置くことになります。

全体の統括は、甑島振興局の局長が行いますが、下甑対策班のメンバーで島内を統括することをしてしながら、橋が通れなくなった場合は、無線等、防災無線がございますので、ライフライン等がなくなった場合でも、通信とか命令系、報告、そういうものは確実にできるものと認識しております。

○委員（川添公貴）分かりました。

消防無線等を使うということか。消防と一緒に別個の、個別の無線等でやるということか。

○行政改革推進課長（東田幸一）防災対策用の無線設備を持っております。

○委員（川添公貴）次に、本土の支所についてなんですけど、大体10人体制でやるということなんですけど、会計年度任用職員を含めて10人なのか、市職員が10人なのか、そこをまずお聞きしたいのが一点。

それから、所掌事務に関しては、現在と全く同じ所掌事務で窓口対応等はやられるのかどうか、その2点をお願いします。

○行政改革推進課長（東田幸一）本土4支所、下甑支所は10名程度の体制で進めたいと考えております。

職員につきましては、一般職員と再任用職員を含めての10名です。会計年度任用職員等は含んでおりません。

すみません、申し訳ないです。もう一点あったかと思うんですが、ちょっと忘れました。

○委員長（中島由美子）所掌事務の変更があるのか。

○行政改革推進課長（東田幸一）事務分掌、所掌事務等についての変更はございません。

○企画政策部長（古川英利）すみません。地方自治法の根拠とした、我々が根拠としたのは、ちょっと確認をさせてください。

あともってでも、報告させてもらえればと思うんですが、今の課長が答弁したのは、ちょっと訂正がございます。

説明会は7日は甑島だけであります。本土でも開催しますので、本土部分は、今、調整してますので、後ほど連絡をさせていただきたいと思えます。

○行政改革推進課長（東田幸一）すみません。回答が遅くなって申し訳ございません。

地方自治法の234条でございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一）委員会資料の5ページをお開きください。

1項目め、組織見直し等に係る取組についての
(1) 部局経営方針、支所運営方針の見直しにつ

いては、令和2年度の方針内容につきまして、市のホームページで公表しております。

また、当事業につきましては、令和3年度以降、廃止いたしましたところでございます。

次に、(2) 令和2年度の組織見直しについてでございますが、甑はひとつ推進課を廃止したこと、商工観光部と水道局を再編し、結果、3課の減となったものでございます。

続きまして、(3) 令和3年10月の組織見直しについて説明申し上げます。

8支所の見直しでは、企画政策部内に東部担当次長と甑島振興局長を兼ねる甑島担当次長の二人を置き、管内の広聴・広報に注力し、支所機能及び本庁との連携強化を図るとともに、甑島全地域を統括し、総合的な企画調整を行うための組織として、甑島振興局を設置し、また、下甑島の拠点となる下甑支所、証明発行などの一部の業務を行う里、鹿島市民サービスセンターを置くことといたしております。

また、2教育課の見直しでは、現在の上甑島教育課、下甑島教育課を統合し、甑島教育課を置き、里、下甑、鹿島地域については、駐在職員を配置いたします。

(4) 令和4年4月の組織見直しについては、現在、全庁的な再編の検討を開始し、令和4年4月に向けた本庁組織の見直しに取り組んでいるところでございます。

(5) 定員適正化の推進につきましては、職員、再任用職員、月額会計年度任用職員の推移ということで、次ページの別表を御覧いただきたいと思っております。

職員定数の基準につきましては、全職員で1,000名以内、一般職員813名以内としております。

なお、今年4月の新規採用職員の状況は34名となっております。

次に、2項目め、事務事業の改善等に係る取組については、行政改革推進委員会による補助金等評価を実施しており、県の権限移譲プログラムにつきましては、令和3年4月現在、16法令、16項目、233事務が本市へ移管されております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

○委員（坂口健太）資料に関して、今、御説明いただいたことに関して伺います。

部局経営方針の見直しについてなんですけれども、部局経営方針については、各部局、各年度の目標等定められて、またこれも市民に公表されてきたことから、情報公開という目的も達せられてきたかと思うんですけど、一定の効果が得られたことから廃止されるということなんですけれども、これまで部局経営方針、市長運営方針が果たしてきた役割を補完するようなものというのはあるんでしょうか。答弁願います。

○行政改革推進課長（東田幸一）所期の目的、一定の成果が挙げられたということなんですけれども、補完するものとしたしましては、当初予算時の当初予算のポイント、当初予算概要、部局施策概要等と重複している項目がありますので、補完できると判断いたしております。

○企画政策部長（古川英利）部局経営方針の役割というのは、部局長の方針ということで、これを知らしめるということの効果があったと思います。これを廃止したわけなんで、今後どうするかということなんですけど、組織としての目標は提示する必要があると思っております。

今、そこら辺の組織としての今後の出し方というのを検討し始めてまして、基本的には、事務分掌ごとの成果と今後の役割というのが、これ、1,000項目ぐらいあるので、それごとに出すのはちょっと難しいんですが、各職員が事務分掌に基づいて仕事をする中で目標設定で、これは人事評価にもつながっていきますし、それをくくる基本事務事業であるとか施策とか政策の目標というのは、第3次に向けての振り返りと、今後の方針というところに最終的には集約するように準備を進めているところでございます。

○委員（川添公貴）所管事務やったよな。

○委員長（中島由美子）所管事務です。

○委員（川添公貴）さっきの議案については、結果、そういうことだったんですけど、何で根拠論を、自治法にどこにあるかって聞いたのは、やはり甌は離島ということも考えて、即決の130万円の枠をもう少し上げてほしいということがあります。

本土地区においては、130万円もしくは

150万円でいいんだろうとは思んですけど、そういう意味で若干引上げがしてほしいという声があったんで、この質問したところですが、自治法第234条を確認すると、130万円というのは一言も書いてない。

たしか、これは何回も前に読んだことがあったんで聞いたんですけど、請負業法の第何条とか、それから市議会の議決を経なければならない、議会に委任している部分については、その範囲内ですからいいんですけど、234条には、金額の高いほう低いほう、設定額の、そういうのを定めることができるとなっているだけのことで、130万円にしなければならないということ、全く書いてないんで、今、234条を根拠論とされましたので、じゃあ、234条のその根拠論を基にして150万円とか、甌に関しては200万円とかということに上げられないかどうか、もう一回、回答お願いします。

○行政改革推進課長（東田幸一）申し訳ありません。説明不足でした。

地方自治法の施行令167条の2で規定しているという認識でございます。

○企画政策部長（古川英利）基準はルールに基づいてやらせていただいているんですが、今、委員おっしゃるのは、甌だけにこの即決の130万円を広げてやったらどうかという御意見かと思います。

私どもが即決事業をできる状態にしているのは二つ理由がありまして、速やかに、早急に対応をしていくということと、事務の簡素化というような意味もあるんですが、基本的には、本土と甌でその金額を分けるというのは考えておりません。

いずれにしても、早急な対応は即決で対応するんですけども、ある程度、この入札という手続をちゃんと踏まえて、公正な競争環境というところはちゃんと確保していきたいという考え方です。で、金額を増やすのであれば、本土側も一緒にしないといけないんですけども、それは、課題としてあるのは十分認識してますけども、現行制度で今度の地域振興局の設置に際して、権限拡大の中でこの即決の枠を広げるというのは、ちょっと今の時点では考えていないところです。

○委員（屋久弘文）今日、説明あった内容とは違うんですが、押印廃止について、ちょっとお尋

ねしたいなと思っています。

3月ぐらい、南日本新聞だったと思いますが、本年度から県が押印を求めている手続1,450件ぐらいのうちの53%に当たる770件を、鹿児島市も約2,830件のうち85%に当たる2,400件を押印を廃止したと報道がなされました。

多分、内閣府からもそういった通知が出されているようですが、市民が各種申請手続等をする際の押印の廃止を本市は検討をする考えがあるのかどうか、そこをお尋ねをします。

○行政改革推進課長（東田幸一） 昨年の12月に地方自治体における押印見直しマニュアルというものが入閣府から示されております。

それに基づきまして、法で定められているもの、条例等で定められているもの、慣行的なものという分類の中で、全庁的に調査をいたしました。全体で、押印が必要な申請書類の書類、2,600件程度ございます。

その中で、本市におきまして、押印を廃止しているもの、これが412件程度です。今、この調査をさせていただいた段階で、今後、どう推進していくかということにつきましては、また検討していきたいと考えております。

○委員（屋久弘文） 今、調査もしたというようなことでしたが、多分、早急にはできないというのは何となく分かります。

あと、地方自治法なんかで押印の義務もあるものもあるというのを知っていますが、国も行政手続、約1万5,000件、5,000種類ぐらいあるみたいですが、その99%を廃止をする方向で動いているということです。国の動向も踏まえ、そういった判断も必要になってくるんじゃないかと思いますが、先ほど言いました、市民の利便性の向上、事務の効率化にもつながることありますので、ぜひ調査研究してみてもらいたいと思います。

行革が担当ということですから、今、10月に向けたり、来年の4月に向けたり大変なんでしょうけれども、並行して押印廃止についても積極的に進めてもらいたいと思います。

それからもう一点。

関連かなと思うんですが、市民課とか税務課の窓口で諸証明の申請をする様式があると思いま

す。所得証明をくださいとか住民票をくださいとか。

それに生年月日を入れないといけないような様式になってるんですが、今、御存じのように、昨今では、身分を証明するマイナンバーカードであったり、免許証であったり保険証であったり、そんなもの確認してそういう証明書等は発行しているんですが、その中に、生年月日等も記載されているのに、さらにやっぱり申請書の中に生年月日を入れる欄が必要なのかというのちょっと疑問に思っているもんですから、何か見解をお持ちでしょうか。

○行政改革推進課長（東田幸一） 申請書類等の中に生年月日があると、個人情報ということになります。

ただ、市民課等の窓口では、やはり本人確認、これをしっかりやらないといけないという中で、個人しか知り得ない情報の一つとして生年月日を記載していただく必要はあろうかと思っております。

あわせて、市民の方により早く必要なサービスを提供するという観点から、生年月日が本人をオンラインで入力して、異動画面、証明書発行画面を出すには生年月日を入力するのが一番早い入力の仕方であります。

そういう事務処理上の利便という面でも、生年月日は必要ではないかと今認識しております。

○委員（屋久弘文） 何となく言ってることは分かるんですけど、さっき言った、書かなくてもそれに代わる書類の提示等も求めている中で、見りゃあ分かるかなというのもあるので、今、突然言いましたので、検討してみてください。研究をしてみてください。要望です。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政改革推進課の審査を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一

般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一） 歳出からですが、予算に関する説明書第4回補正の20ページをお願いいたします。

2款1項6目18節負担金補助及び交付金のうち、地域政策課分につきましては、説明欄の事項、小さな拠点推進費の414万円の増額であります。

小さな拠点づくりを推進するため、鹿児島県市町村振興協会の助成事業である市町村振興助成金交付事業を活用することにより、小さな拠点づくりに取り組む地区コミュニティ協議会を支援するための補助金になります。

資料に基づき説明をさせていただきます。

企画政策部の総務文教委員会資料の7ページをお願いいたします。

小さな拠点づくり事業補助金の概要について。

交付の目的及び対象地域・対象地区につきましては、（1）（2）にありますとおり、人口減少が進む中、地区の存続・維持を目的に、小さな拠点づくり事業に取り組む地域コミュニティ協議会に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものであります。

（3）にあります補助事業の財源となる助成事業につきましては、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会の令和3年度市町村振興助成金交付事業を財源としております。

（4）の補助金の額等につきましては、1地区当たり3か年の補助としまして、補助額上限を90%といたしまして、1年目が13万5,000円、2年目が180万円、3年目が36万円とそれぞれ上限を設けております。

（5）今年度補正の1地区当たりの補助内容につきましては、モデル地区として2年目の、藤本・藤川地区は、各地区事業費上限を215万円、補助額上限を補助率90%で193万5,000円、1年目の大馬越地区、藺牟田地区につきましては、各地区事業費上限を15万円、補助額上限を補助率90%で13万5,000円としております。

この4地区の補助額上限合計額414万円が、今回の補正予算の額となります。

（6）振興協会、地区、市の負担割合につきましては、振興協会の助成割合が市町村振興助成金交付事業実施要領により、本土地区につきましては80%となっていることから、残りの10%を地区が、そのまた残りの10%を市が、甕島地域につきましては、市町村振興協会助成割合が90%となっておりますことから、残りの10%を地区の負担ということで設計をしております。

以上が、補正予算に係る小さな拠点づくり事業補助金の概要になります。

予算に関する説明書の18ページをお願いいたします。

22款5項4目1節雑入の地域政策課分につきましては、説明欄の2番目、市町村振興助成金360万円、ただいま説明をいたしました、小さな拠点推進費の事業費の増額に伴うもので、鹿児島県市町村振興協会からの助成金を計上するものであります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一） 所管事務調査につきまして、口頭での報告を含め、3件の報告をさせていただきます。

まず、総務文教委員会資料、企画政策部の8ページをお願いいたします。

1の地域おこし協力隊の活動状況について、説明をいたします。

地域おこし協力隊制度につきましては、令和2年度からの5年間で第3期としまして、それまでの既存受入団体に加えまして、新たに導入意向のありました地区コミュニティ協議会等も取り入れ、現在6名の隊員が活動しております。

地域おこし協力隊員活動状況における第3期隊員の配置状況につきましては、令和3年4月1日

現在で、①可愛地区コミュニティ協議会、②平佐西地区コミュニティ協議会、③薩摩川内市観光物産協会入来麓観光案内所、④子岳地区コミュニティ協議会、9ページになります。⑤陽成地区コミュニティ協議会、そして2期からの継続の隊員として、⑥黒木地区コミュニティ協議会、この団体を受入団体といたしまして、計6名の隊員が、地域活性化等のために活動しております。

また、(2)にありますように、第3期の隊員といたしまして、引き続き、九つの活動テーマに10名の隊員を募集しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2の市民活動シェアオフィス事業について、説明をいたします。

市民活動センターにつきましては、SSプラザせんだい1階に、市民活動を支援する拠点施設としまして、より多くの市民が市民活動に参加・参画しやすい環境づくりを目指し、設置し、運営しております。

今回、この市民活動センターの更なる利活用を図るために、同センターで市民活動シェアオフィス事業を実施することといたしました。

(1)(2)目的及び利用可能施設につきましては、市内で活動する市民活動団体の運営及び連絡事務を市が支援することを目的に、机、メールボックス、ロッカーを利用することができます。

利用につきましては、団体の運営の支援と育成が目的であることから、無料での利用としております。

(3)の利用期間につきましては、4月1日から翌年3月31日までで、毎年度公募します。

利用できる時間は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで、ただし、毎月第3月曜日はSSプラザせんだいの休館日のため除きます。

(4)の申込みできる団体、これらは、薩摩川内市民活動ネットワークに加入していること、または利用の申込みと同時にネットワークに加入する団体といたします。

(5)募集及び利用団体の決定につきましては、30団体を公募で募集しまして、定数を超えた場合には抽選をすることといたします。

なお、公募の方法につきましては、市が運営する市民活動情報サイト等で案内をします。

今後のスケジュールにつきましては、7月まで

に利用者を決定し、8月からの利用開始を予定しております。

11ページには、机やメールボックス等の設置をレイアウトとして掲載しております。

3点目に、資料はございませんが、業務委託先事業所における個人情報流出の可能性についてであります。

本年3月の市議会総務文教委員会所管事務調査において報告をさせていただいた件のその後の経過につきまして、報告をさせていただきます。

本課が令和元年度に、小さな拠点形成モデル地区推進業務を委託しておりました、ランドブレイン株式会社のサーバーがサイバー攻撃を受け、業務委託報告書記載の個人名が流出した可能性があるという報告を受け、対象者の方々にはおわびをしながら状況説明を行い、その時点における特段の被害等はなかったことを確認したことを報告をさせていただきました。

その後の同社により、5月10日付で、再度、サーバーのウイルス感染に伴う調査結果、そして再発防止に向けた取組ということで、文書での報告がありました。

専門調査会社による調査、解析、分析を行った結果、外部への情報流出はなかったものと判断する。今後、再発防止に取り組んでいくとの報告でございました。

この報告を受け、本課としましては、改めて可能性のあった対象者全員に対しまして、情報流出がなかったことを説明をいたしております。

○委員長(中島由美子)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子)質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課の審査を終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長(中島由美子)次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長(中島由美子)それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也） それでは、委員会資料の12ページをお開きください。

当課から2点、説明させていただきます。

まず、1点目は、子育て応援券についてでございます。

応援券の概要につきましては、3月議会の当委員会で説明させていただいたところですが、（5）申請期間に記載していますとおり、6月1日から出生届出の際に手続を案内し、申請受付を行っております。

また、4・5月生まれの対象世帯には、手続案内の文書を6月初めに送付し、随時、受付をしております。昨日6月23日現在で66件、149冊の応援券を交付しております。

使用できる店舗につきましては、赤ちゃんの駅登録施設または登録施設内にある店舗で、応援券取扱登録申請のあった店舗となり、6月15日現在で37店舗となっております。一覧については、13ページを御覧ください。

なお、昨日6月23日時点では、祁答院ロード51を追加し、38店舗となっております。

要件である赤ちゃんの駅登録、応援券取扱登録ともに、随時、申請を受け付けており、今後さらに登録店数が増えるよう努めてまいります。

2点目は、男女共同参画フォーラムについてでございます。

さき開催の御案内をさせていただいておりますが、7月3日土曜日の午後、SSプラザせんだいにて開催いたします。

テーマは、「ありのままに自分らしく生きる～今、男女共同参画について考えよう～」と題し、前半は、男女共同参画をテーマに探求した地元高校生による未来への提言、後半は、民放テレビ局番組の中での東大生100人へのアンケートで、人気ナンバーワンに選ばれた瀬地山先生の講演となっております。

当日は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、講演につきましても、オンライン配信にて行うこととしております。

男女共同参画推進実行委員を中心に準備を進めております。ぜひ、多くの皆様に御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、ひとみらい政策課の審査を終わります。

△情報政策課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏） それでは、委員会資料の14ページをお開きください。

高度無線環境整備推進事業の進捗状況について、インターネットの超高速ブロードバンド・光ファイバー網の整備について、現時点での進捗状況を報告するものです。

まず、（1）本土地域の整備は株式会社Q T n e t が、ア、川内地域の峰山・亀山・育英、隈之城、平佐西、永利地区を、（2）の表を縦に説明いたします、整備を完了し、2月から利用申込みを受付開始、既に4月からサービス提供が始まっております。

次に、イ、川内地域の寄田、平佐東、滄浪、水引地区を3月報告時には8月提供開始、水引（網津町）、西方、湯田、陽成、城上、吉川、高来、八幡地区を令和4年4月サービス提供開始と報告しましたが、スケジュールが少し早まり、現在、工事の進捗率が31%ですが、既に6月から寄田、平佐東、滄浪、水引地区の利用申込みを受付開始、8月から順次サービス提供開始、残りのエリアは、見込みでございますが、8月頃から利用申込みを受付開始、10月頃から順次サービス提供開始を始める予定と聞いております。

また、この6月からの受付開始エリアでは対象世帯にチラシのポスティングを行い、周知を図っていると聞いております。

次に、ウ、樋脇、入来、東郷、祁答院地域は、3月報告時に令和4年4月サービス提供開始と報告しましたが、このエリアは工事は未着手ですが、

スケジュールが2か月早まり、12月から利用申込みを受付開始、令和4年2月から順次サービス提供を始める予定と聞いております。

サービス提供開始が前倒しで予定されておりますが、順次提供開始という段階的な開始であり、場所によっては、整備エリアが地域・地区と一緒にでないことから時期が異なる、遅れることになるかと思われます。

次に、甕島地域です。

整備を、西日本電信電話株式会社鹿児島支店が全域を整備します。先週、14日、月曜日から工事着手、実施設計・現地調査等を開始し、9月以降には敷設作業に入ると聞いております。

利用申込みとサービス提供開始については、3月報告時から変更はなく、令和4年2月から利用申込みを受付開始予定、令和4年4月からサービス提供開始と聞いております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課の審査を終わります。

△広報室の審査

○委員長（中島由美子） 次は、広報室の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○広報室長（川床和代） それでは、第4回補正予算につきまして説明をいたしますので、別冊となっております第4回補正予算書をお手元をお願いいたします。

予算書の20ページをお開きください。

広報室分は、2款1項2目秘書広報費、事項、広報管理費です。

こちらは、薩摩川内市公式LINEアカウント導入事業に係るもので、補正額は231万円です。

委員会資料のほうで説明をさせていただきます

ので、企画政策部の総務文教委員会資料の15ページをお願いします。

本事業は、既存の市政情報の発信ツールの入口の集約等により、必要な情報にアクセスしやすくするとともに、緊急度の高い情報の発信機能の充実を図るものであり、LINE社が提供するアプリと連動してメッセージ配信等を行うためのソフトウェアの導入及び運用経費となっております。

特に、主なメニュー展開につきましては、資料にその一例を示してございます。

防災関係情報では、今月、バカン社との提供により運用を開始しました避難所の混雑情報、また窓口案内では、市民課窓口の番号発券機と連動した待ち人数が確認できるサイトへの展開も検討しております。

これらは、コロナ禍での3密回避につながるものであり、アの感染症関連情報と併せて、国の示す活用施策に合致することから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する方向で、補正をお願いするものです。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） じゃあ、補正予算に関連して質問します。

本会議でもちょっと、一般質問のときに関連したことを意見として申し上げたんですけれども、薩摩川内市の公式LINEアカウントの導入事業に関連して、本年、個人情報等の管理上の懸念が、LINEにおいてちょっと出てきたということで、一部の自治体においても、LINE公式アカウントの運用が停止されるというような事態も起こりました。

そこでお伺いしたいんですけれども、その個人情報に係る部分で、8月から運用予定の、本市の公式LINEアカウント、懸念されるところはないのか、お伺いしてみたいと思います。

○広報室長（川床和代） LINE社のデータ管理に関する報道を受け、国は政府機関、地方公共団体等における業務でのLINE利用状況を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方、ガイドラインを取りまとめ、利用形態ごとに確認すべき事項を国から示されました。

このガイドラインを踏まえ、適切なセキュリテ

ィーの確保に努めていくこととしております。

本市では、既存の情報発信ツールの入り口の集約などによる広報活動、緊急度の高い情報の周知の手段として活用していく方向であり、現時点では、市民の皆様が個人のアカウントから市のLINEのアカウントのほうへ個人情報を投稿するような利用は考えておりません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、広報室を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出について説明いたしますので、第4回補正予算書の29ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費は、説明欄の2項目、漁村留学制度事業費において、ウミネコ留学制度事業の学生が、当初計画の13名から12名へ定まりましたことから、実施委員会への委託料を減額するほか、翌年度の留学生募集に係る新聞広告料等を計上するものであります。

30ページを御覧ください。

10款2項1目小学校管理費及び次のページ、31ページの3項1目中学校管理費の増額補正は、

寄附金の受入れに伴う図書備品の購入費を計上するものであります。

32ページを御覧ください。

10款4項1目幼稚園管理費の増額補正は、補助事業を活用し、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスク、消毒液等の保健衛生費の購入費を計上するものであります。

以上が歳出の説明になります。

次に、歳入予算について御説明しますので、13ページをお開きください。

17款2項8目1節教育総務費補助金の増額は、説明欄上段の教育支援体制整備事業費補助金は、歳出補正で説明しました、幼稚園での感染症対策に活用するものとして、内示見込みによる計上であります。

下段の特定離島ふるさとおこし推進事業費は、ウミネコ留学制度事業に活用 of 県補助金として、交付決定に伴い計上するものであります。

16ページをお開きください。

19款1項8目1節教育費寄附金は、1件の個人様より、小学校及び中学校への御寄附を賜りましたことから計上するものであります。

○学校教育課長（玉利勝美）第4回補正、予算に関する予算書の29ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費につきましては、右側の説明欄になりますが、教育指導費の補助金は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、修学旅行等の中止に伴い発生しましたキャンセル料等を補助するため計上するものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっております。

続いて、同ページ下段の、10款1項5目学校保健費は、学校の働き方改革を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究を行います、地域運動部活動推進事業を、国の委託事業として行う経費を計上し、また、今年度、本市で行われます、九州中学校体育大会（バスケットボール競技）開催に伴う負担金を計上するものでございます。

ここで、地域運動部活動推進事業の事業概要について説明しますので、総務文教委員会資料の1ページを御覧ください。

本事業につきましては、本会議におきましても、一般質問を受け説明をさせていただきましたけれ

ども、本事業は、学校の働き方改革を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行や、合理的で効果的な部活動の在り方を研究するため、国の委託事業として、実践研究を行うものであります。

具体的には、資料1ページ上段にありますように、本市の中学校の運動部活動の指導体制としましては、現在、本市の中学校教諭全体の約71.5%が顧問となって運営や指導に当たっております。

また、義務教育学校を含む中学校10校に44人のボランティアによる外部指導者の協力を得ている現状がございます。

さらに、令和2年度から、国の補助事業を活用した部活動指導員を2校に3名配置しております。

今回の事業におきまして、土曜日・日曜日のいずれかのみ指導を行う指導者を地域指導者として位置づけ、指導に当たってもらうというものであります。

1ページ下段に記載しております、本事業における実践研究の基本方針を基に、2ページになりますが、本年7月以降、入来中学校において4部活動、樋脇中学校において1部活動を対象として、研究・実践を進めてまいります。

以上で、事業概要の説明を終わります。

それでは、再び予算に関する説明書にお戻りいただき、34ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業で計画していた、里学校給食センターの備品購入費につきまして、本年度採択が見送られたことから、緊急に要する備品のみを、辺地債を活用して実施することとし、購入予定としておりました、食器消毒保管庫・牛乳保冷庫を来年度以降に送ることとし、減額するものであります。（23ページの発言により訂正済み）

続いて、歳入について御説明します。

15ページをお開きください。

17款3項7目教育費委託金1節教育総務費委託金は、先ほど説明しました地域運動部活動推進事業に係る県の100%の委託金になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（玉利勝美）それでは、令和3年度GIGAスクール構想における取組について説明します。

総務文教委員会資料3ページをお開きください。

本年3月までに、全ての学校におきましてWi-Fi環境の整備及び児童生徒・教職員へのタブレット端末の配備ができたことを受け、4月以降、各学校では取扱いについて教職員が共通理解を図ったり、活用方法について研修を行ったりするなど、児童生徒が使用するための準備が進められてきております。

一方では、一部の学校において、他市から転入してきた職員あるいは転入児童生徒のアカウント情報の引継ぎや登録作業に時間を要したことから、全ての学校において使用できる環境が整ったのは、5月中旬となりました。

GIGAスクール元年と言われる今年度、学校教育課としましては、資料5ページにありますようなスケジュール表を作成し、その推進を図ってまいります。

資料が縦置きになり、少し見にくくなっておりますが、申し訳ございません。

学校における研修体制の支援ということでは、GIGAスクールサポーターの計画的な派遣、また、管理職や情報教育担当者の研修会を定期的に設けるなど、教職員の理解やスキルアップ向上を目的としたサポート体制を構築してまいります。

また、今回導入した二つのアプリケーション、ロイロノートやタブレットドリルにつきましては、児童生徒が互いに学び合う場面での効果的な活用や、児童生徒が自分の学習の理解度に応じて復習や発展的な学習に取り組めるよう、その活用の定着を目標に進めてまいります。

資料3ページにお戻りください。

項目3におきまして、先ほど申し上げました教職員の意識の向上、スキルアップの手だてとし

して、その具体を記載しておりますが、これまでに、市教委主催の研修会はその活用方法の紹介や実技研修、また、教育委員会主催の各種研修会を意図的にオンラインで実施することによって、その使用方法や効果を実践させるなどの取組を行っております。

さらに、各学校において中心的役割を担う推進者の育成や支援、また、苦手意識や不安を持つ教師へのサポートを計画的に行ってまいります。

各学校の推進状況は、3ページ下段に掲載しているとおりでございます。

資料4ページには、4月以降学校で取り組まれている児童生徒がタブレットを活用した授業の場面の写真を掲載いたしました。

各学校においては、効率的に授業を進めることができる、あるいは複式学級では、一人学びの際に効果的である、また、体育や音楽などの実技を伴う授業では、自分の姿を客観的に評価できるなどの効果があると報告を受けております。

以上で、令和3年度GIGAスクール構想における取組について、説明を終わります。

次に、資料6ページをお開きください。

令和3年度、本市の市立幼稚園の園児数並びに小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒数について報告いたします。

まず、小学校・中学校・義務教育学校について報告します。

令和3年度の学校数は、小学校26校、中学校10校、義務教育学校1校の合計37校となっております。

また、上甕中・海陽中・鹿島中の3校が休校となっております。

学校基本調査の基準日である、令和3年5月1日現在の在籍数であります。まず、小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童は5,327人で、令和2年度と比較しますと77人の減少となっております。

また、中学校と義務教育学校の後期課程では2,555人の在籍となっております。令和2年度と比較しますと11人の増加となっております。

したがって、小学校・中学校・義務教育学校全ての児童生徒数を合わせると、7,882人となっております。

次に、7ページを御覧ください。

幼稚園の数は、本土地域の4幼稚園、甕島地域の4幼稚園の合計8幼稚園となっております。

園児数は、8幼稚園の合計で131人の在園となっております。前年度比較として、今申し上げました、8幼稚園の合計で64人の減少となっております。

今後、平成24年度から休校となっております鹿島中学校、また令和2年度から休校となっております上甕中学校、そして今年度から休校となりました海陽中学校については、里・上甕地域中学校再編協議会及び下甕地域中学校再編協議会におきまして、協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに、令和2年度から休園となっております八幡幼稚園、いき幼稚園、祁答院幼稚園の3幼稚園につきまちは、閉園の方向で進め、本土4幼稚園につきましても、今後の入園の見込みや、私立の認定こども園や保育園等への入園状況を踏まえまして、今後の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料8ページをお開きください。

樋脇学校給食センター、入来学校給食センターの統合について御説明いたします。

薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画を受けまして、第1期に統合する方針案とした給食施設で、入来学校給食センターの調理機能を樋脇学校給食センターへ統合を図りたいものであります。

統合時期は令和5年9月を予定しております。

統合に向けての主な課題としましては、保護者・学校との調整、物資納入業者との調整、統合先の施設の改修、調理委託業務の調整、統合後の管理体制、統合後の施設処分などが考えられます。

それらの対処としまして、給食費の値上げは行わない、また引き続きアレルギー対応食が提供できるよう対処するなど、現行のサービスを引き続き提供し、児童生徒・保護者等に不利益がないよう調整を進めてまいりたいと考えております。

資料9ページをお開きください。

今後の作業スケジュール案として、今回、総務文教委員会での説明の後、6月教育委員会定例会での説明、7月に開催を予定しております樋脇学校給食会、入来・祁答院学校給食会で説明を行っ

た後、必要に応じて保護者等への説明会の実施、給食センターへの物資を納入する業者、また調理委託業者等への説明も並行して実施していきたいと考えております。

さらに、薩摩川内市立学校給食センター条例の改正、統合に向けた備品購入、施設改修など年次的に整備していくこととしております。

9 ページ下段にお示ししております、樋脇、入来学校給食センターの現在の概要につきましては、資料をお目通しください。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 教育総務課のほうに一点、学校教育課に一点、お尋ねしますが、市内の公立小・中学校のエアコン設置率についてお尋ねをします。

特別支援教室を含む普通教室、それから理科室とか家庭科室とか図書室とか、そういった特別教室に分けて、設置率を回答いただければと思います。

○教育施設整備グループ長（田平陽一） 御回答いたします。

令和2年5月1日現在ですが、普通教室、市内の小・中学校に398、普通教室がございまして、398の教室にエアコンのほうを設置されております。設置率100%になっております。

それから、特別教室ですが、市内の小・中・義務教育学校に合わせて332の特別教室がございまして。

そのうちエアコンが設置されているものが122教室がございまして、設置率36.74%となっております。

○委員（屋久弘文） 今の回答で普通教室には100%設置されているようですが、同じ教室である特別教室に、何でこんなに設置率が低いのかなと、私にはちょっと理解できません。

猛暑であったり極寒であったり、そういう中で、教室で授業を受けると、そういった状況を想定すれば、同じじゃないかなと思っているところでございます。

普通教室の設置に当たっては、2年間ぐらいかけて文科省の補助金であったり、地方債であったりを活用しながら設置されたというふう聞いて

おりますけれども、この特別教室のエアコン設置についても、予算を確保しながら、一遍には言いませんけれども、年次的にでも整備すべきではないかというふうに考えておりますが、即答は難しいでしょうけど、所管課、主管課の考え、思いを回答いただきたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 普通教室につきましては、平成30年度から31年度のたしか2か年にかけて、熱中症とか猛暑がひどい社会状況の中で、国のほうが国庫補助枠等を拡大して、その当時、整備させていただいたものです。

たしか決算額で8億円、総事業費が調査設計と整備費、合わせまして8億円弱程度だったと記憶しております。

普通教室、特別支援教室には整備してあるんですが、委員のほうからお話ありましたとおり、理科室とか図工室、家庭科室等の特別教室の設置率は約三十数%であります。

パソコン室とか図書室は、ほぼ全て設置してあるんですが、その他の教室については、学校の状況等により、設置率が大変低い状況であります。

今後の整備方針についてなんですが、全て、この特別教室は音楽室あるいは理科室、数学室、図工室、美術室、それぞれ複数あるんですが、学校と、また現場の状況も聞きながら、一度に全てをというのは、なかなか予算的にも、また事業的にも厳しいと考えるので、年次的に学校の現場が必要とする教室を確認しながら、財源も見ながら、整備を検討できればと考えております。

○委員（屋久弘文） 今、考えを回答いただきましたが、やはり利用頻度なんかで優先順位をつけながら、年次的にでも、予算が絡むので予算編成時にしっかりと主管課の思いを伝えていただいて、予算を獲得して、来年度以降、年次的にでも、少しずつでもつけていただければなということ考えています。要望です。

引き続き、学校教育課にお尋ねをしますけれども、改正義務教育標準法が今年の3月31日成立して、本年度から5年間かけて35人学級へ移行するということになっていきますけれども、本年度、本市への実際の影響というのはどうだったのかというのをお尋ねをします。

分かれば、次年度、来年度ぐらいまでの影響が見込まれば、お尋ねをします。

○教育総務課長（大濱浩一） 35人学級への制度改正に伴う本市の対応、今後の見通しについてであります。

3月議会のときにも御質問を頂いた件でございますが、まず、国のほうでは令和3年度から5年間かけまして、小学校2年生を皮切りに、段階的に1学年ずつ35人以内へ引き下げるという制度の方針でございました。

鹿児島県におきましては、既に対応ができています学年もありますことから、本年度に関しましては、特に影響はないんですが、来年度以降につきましては、令和4年度からは段階的に35人学級への対応をしないとイケない学年が随時出てきます。

来年度以降の見通しにつきましては、現在、それぞれの学校の児童数、そして来年度以降の入学してくる子どもたちの推移の見込みを見極めながら、現在、教室数不足の確認というか、行っているところではありますが、ここにつきましては、また今後の児童数の推移見込みを見ながら、教室不足を見極めないといけないんですが、教室数不足が恒常的に数年続いていくのか、もしくは2年とか3年とか、一時的に不足が生じる状況なのかということも見極めながら、例えば、建物を増設する必要があるのか、あるいは一時的な増に対応するために、仮設的な建物で対応すべきなのかということを、今後、検討していきたいと考えております。

○学校教育課長（玉利勝美） よろしいですか。すみません。今年度の2年生がそのまま来年3年生に児童数が移行したという場合ににつきまして、試算ですけれども、40人学級が35人になった場合は、市全体で2学級増えるとの見込みを、今、想定しております。

○委員（屋久弘文） 今、説明いただきましたが、大きな影響はないというようなことで考えていいということでもいいんですね。

やっぱり職員数とか教室数とか、いろいろ、いろんなところに影響は出てくるのかなと思いましたが、少子高齢化の折もありまして、あんまり影響がないというような回答だと思いますが、よく分かりました。結構です。

○委員（坂口健太） ちょっと、学校での熱中症対策について伺いをしてみたいと思います。

今年の4月28日から全国で環境省所管の熱中症警戒アラートというものが運用を開始されまして、5月に、学校における熱中症対策のガイドライン作成の手引といったようなものも国から示されました。

特に、この熱中症の警戒アラートについては、例えば、今日であれば、昨日の17時、また本日の午前5時に、今日、熱中症の警戒されますよというようなアラートが発令されます。これ、アラートが発令された場合、例えば、屋外での活動、行事等々が計画された場合に、判断の基準にもなります。

このように、特にまた熱中症警戒アラート、基本的には、都道府県ごとの警戒情報の発令になるんですけども、こと鹿児島県とか沖縄県においては、非常に細分化されたアラートが出されるようです。

ですので、今回、この熱中症警戒アラートが運用開始されたこと、また熱中症対策のガイドライン作成の手引が示されたことに関連して、本市における学校における熱中症対策について、ちょっと御説明いただければと思います。

○学校教育課長（玉利勝美） 現在、各学校におきましては、熱中症計を設置して、注意、状況を把握しながら、屋外での活動、体育の授業や外遊び等の参考にしている状況があると思います。

それから、今回、議員言われたように、ガイドラインの作成手引が出されました。こういったところにおきましても、このガイドラインの手引が届きましたのが、一昨日ぐらいだったと思いますけれども、今後、このガイドラインを基に、各学校が危機管理マニュアルとして作成しております、そういった対応の状況であるとか、具体的な指導であるとか、そういうものは改めて見直しをさせたいというふうに考えております。

○委員（坂口健太） ガイドラインが届いたのが一昨日ぐらいということで、検討されるのは今後になると思うんですけども、もちろん、児童生徒が学校にいる間、また登下校時も含めて、その辺りの指導を図りたいと思いますし、対策を進められたいと思います。

○委員（川添公貴） まず1点、市立幼稚園についてなんですけど、市立幼稚園。先ほどいろいろ説明いただいたんですが、この減少傾向を見ると、

今後の対策を考えなきゃいけない時期には来てるだろうと思います。

社会的に共稼ぎとか、ゼロ歳児、1歳児、早い時期から預ける傾向にあるんで、今後、認定こども園に向けて、移行していく考えがないのかどうか。

極端に、令和2年、令和3年の比較表も頂いてるんですけど、半分に減ってしまったりしてるんで、後はその方向性がいいのかなとは思っています。だから、そこら辺をどう考えていらっしゃるのか。

変えるのか、新しくつくるのか、含めて、そこを検討をお願いしたいと思いますが、それが1点。

それから、コロナウイルスが収束傾向には見えてはいるんですけど、各小・中学校、それから義務教育学校において、本年度の宿泊学習の状況がどうなっているのかということ。

それから、てらやまんちの資料は見させていただいたんですけど、キャンセルがあったりしてるんですが、どう考えていらっしゃるのかということ、実績はどうかということ。

それから、修学旅行ですかね、修学旅行が昨年度、県外に行くのを県内で収めたりとか、そういう形で、今回も補正が出てるんですけど、キャンセル料の。どのような傾向であるのかということ、まずはそこを教えてください。

それから、もう一点です。同じコロナウイルスの関係で、体育祭・運動会、昨年度は各家庭お一人様限定とか午前中だけとかということで、競技種目を絞ってやられたわけですけど、本年度はどのように考えていらっしゃるのか、それを、これが2点目です。

3点目、よろしいかな。3点目は、ちょっと聞きづらいことなんですけど、いろんなことで不登校になっている方が、増えているとは言いませんけど、推移が横ばいなのかとは思っているところなんです。

その現状を踏まえて、児童生徒の不登校数、それから、どのような内容なのか、プライバシーに触れない範囲で不登校の内訳、それから、それに対する教育委員会としての対応はどのようにされているのかをお聞かせいただきたい。

○学校教育課長（玉利勝美）まず1点目の、幼稚園の今後の見通し、認定こども園も含めたと

いう御質問だったかと思いますがけれども、先ほど報告させていただいたように、公立幼稚園の園児数が年々もう大幅な減少を見込んでおります。

私どもとしても、この現状を受けまして、今後、御指摘があったように、認定こども園のほうへ進むのか、あるいは閉園という形で整理統合していくのかということを、後は検討をしてみたいと。今、議員からも御意見頂きましたので、そういったところを踏まえて、検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、2点目の学校行事等の取扱い、特に宿泊学習、それから修学旅行等のということですが、今年6月の時点で、各学校の対応状況を把握したわけですがけれども、宿泊学習、1学期当初予定した学校が延期とした学校が小・中・義務教育学校合わせまして22校ほど、それから修学旅行を延期したという学校が小・中・義務教育学校合わせて7校ほどあるということでございます。

あわせて、今年度の運動会・体育大会ということでございますけれども、これにつきましては、昨年度、議員からも御紹介ありましたが、会場の人数制限、入場の人数を制限したり、あるいは種目を精選して、午前中の開催というような形を取った学校もございました。

各学校の生徒数であったり、地域との合同開催とか、いろいろな、各学校で状況が異なりますので、まずは感染症防止対策をしっかりとする、3密を避ける、そういったものを、今年度も引き続き徹底した中で、どのように実施をしていくかというのは、今後の感染状況を見定めながら、私どもも学校へ判断としてお示ししていきたいというふうに考えております。

最後に、不登校の状況でございますけれども、議員のほうからは横ばいなのかという御意見もありましたが、私たちの感覚としては、年々増えてきているのではないかなという状況を抑えております。

その中で、要因としまして、例えば、人間関係、子どもたち同士の人間関係であったり、教師との関係など、様々な要因が考えられるわけですがけれども、最近、まだ具体的な、そういった項目ごとの数字をお示しすることがまだできませんけれども、少し考え、私ども感じ方として、家庭での要因といったものが少しずつ増えてきているのでは

ないかなというような印象を持っているところがあります。

○委員（川添公貴） 分かりました。

なくすのは簡単なんで、幼稚園。方向性として、閉園なのか、認定こども園なのかということなんで、できれば、認定こども園の方向で、やはり公立として、ある程度の園数は確保しておいたほうがいいのかなと思います。

というのは、いろんな所得制限とか、ことを考えたときに、公立が何園か持っていたほうがいいのかな、今後、ぜひ認定こども園のほうに、私は、個人的には推移してほしいと思います。

それはまた、おっしゃったとおり、今後、検討していただければと思います。

それから、修学旅行については、今、延期という話があったんですけど、昨年、感想がやはり県内でも、県外じゃなくて県内でもいい勉強ができた、いい関係ができたという話をされてました、学校長が。

であるのであれば、もう前もって、余裕がある段階で指針を示していただいて、県内なら県内ということで、助成もちゃんとしっかり組んで、もう県外は早くから諦めて、そういう方向性を見出して、学校側と協力していただければいいのかなって思っています。

あえて、去年の感想を聞くと、県外に行かなくても、子どもたちの教育のためには十分役立ったという話を聞いていますので、延期ということであるんですけど、しっかりともうやるという方向での検討をぜひお願いしておきたいと思います。

それから、もう一点もお願いなんですけど、運動会・体育祭については、密を考えると言いづらいんですけど、地域の方々もかなり楽しみにされています。やはり学校行事としての運動会ではあるんですけど、地域行事としての運動会の側面も持っているんで、そのコロナ感染症の状況次第ではあるんですが、ぎりぎりまで見極めていただいて、ぜひコミュニティスクールとしてやっていけるような形の運動会等を検討していただければ、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一点、不登校です。

あえて横ばいかなって言ったのを、事実を言っていただきまして、増えてるんじゃないですかって最初から言えば、かわいそうだなと思って横ば

いと言ったんですけど、そこは結構です。

で、どうするかっていうことなんですけど、やはりこの御時世なんで、いろんなことがあるだろうと思います。

ですので、今後、補正を組んでもいいから、ソーシャルワーカーさんでしたっけ、とか、学校保健師さんとかいう枠を基準値内で収めるのではなくて、やはりそういう実態があるのであれば、市の単独予算でもいいですから、予算を組んで、しっかりと配置をしてケアをやっていくべきだろうと思います。

ですから、今のある方で10人担当していたのが20人になったりとかっていうことは、もう愚の骨頂なんで、やはり20人に増えたら、こちら側を増やす、ですよ。やっぱりこっち、分母を増やしていかないとケアができないだろうと思いますので、これはお願いなんですけど、補正を組んでも、そういう人たちを、ケアをしていただく方を増やしていくということ、これが一点、お願いです。

それから、家庭の問題というお話があったんで、個人情報守秘義務があるのが、民生委員の方々も守秘義務があるわけですよ。ですので、地域の民生委員等と連携を図って、家庭が問題があるのであれば、民生委員の方々と連携を図って、しっかりともう一回、子どもの環境を見直すという方法もあるんじゃないかなと思うんですが、そこ辺もまた検討していただければと思います。

○学校教育課長（玉利勝美） まず、学校行事等については、特に修学旅行については、今、議員からも御指摘があったように、学校現場においても、今、県外、あえて無理して県外に行かなくても、改めて県内のよさを子どもたちが味わっていくというような、そういった考え方で動いている学校もありますので、延期イコール必ずしも県外へ、従来どおりの計画へという形ではなくて、柔軟にそこは対応できるように、教育委員会としても助言をしまいたいというふうに考えます。

それから、不登校対策で大変ありがたい御意見も頂きました。補正でも組んでというお話でしたけれども、財源が伴うということが1点、それから現在のスクールソーシャルワーカーの方々が、例えば、社会福祉士であったり、あるいは公認心理士であったりといった資格を持っておられる

方々へお願いしている状況もございます。

そういった有資格者の方がどれだけ確保できるかといった部分もちょうと懸念材料としては持っておりますので、その辺も頂いた御意見も参考に、特に家庭への支援という部分も含めまして、今後、この不登校の対策には取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○委員（山元 剛）幼稚園の比較で、川添議員とちよつかぶりますけども、ちよつこれは言っとつてくれということで、一応、お願いベースなんですけども、市立の幼稚園、私立の幼稚園、もちろん今の、課長言われたとおり、市立の幼稚園は減ってきている。それは私立と市立の違いあって、それは否めないところあるんですけど、亀山幼稚園55人、31で24人ぐらい減って、それは原因は近くに私立の幼稚園もあり、職員の、もちろん競争原理もありますから、致し方ないんですが、ただ、ここのコミュニティ協議会会長が、これ、一言言ってくれということだったんで、どうしてもやっぱりこの幼稚園、一生懸命、地域挙げて、やっぱりこうにぎやかなほうがよくて、片や減っていくのは寂しいと、もちろん働き方改革で民間の幼稚園とはなかなか同じように、サービスマ含めできないのは分かっているんですけど、それを含め、さっきの認定こども園も出てくるんですけど、こういう、地域挙げて守ってほしい、存続してほしいという要望があるということ、当局の皆さんにも分かって、それなりの思いはやっぱり伝えてほしいということもあったんで、そこは含めて、先ほどの川添委員の答弁でもありましたけど、地域挙げて守ってほしいという思いをどうか酌んで、それなりにまた対応方をお願いして、これは要望です。

○学校教育課長（玉利勝美）閉園というような方向になる過程では、先ほども、冒頭申し上げましたけれども、関係する保護者あるいは地域の方々にも丁寧に説明をしながら、意見交換もできたらというふうに考えております。

○委員（森永靖子）川添委員のほうと関連しますが、不登校について、地区コミのほうで面倒見られるというのを御存じですか。地域の行事に参加させたりして、いろいろ地域のほうで面倒見たりしておられるようですが、そのことを御存じでしたか。

○学校教育課長（玉利勝美）地区コミ主催で田植えの行事をしたりだとか、子どもたち、そういう子どもたちを集めて取り組んでいただいているという情報は頂いております。

○委員（森永靖子）そういう意味ではなくて、もう地区コミのほうに一括してというか、一緒にまとまってとか、面倒見られるようです。一応調べてください。

○委員長（中島由美子）調べてくださいということなんで、また調べておいてください。で、よろしいですか。答弁ありますか。

○学校教育課長（玉利勝美）ちょっと情報をまた整理したいと思います。

○委員長（中島由美子）じゃあ、また調べておいてください。

○委員（新原春二）大事なことです、この学校給食センターの統合は、もう何の異議はないんですけど、地域からすれば、なぜ樋脇になったのかというのがよく出てくるんですけど、その辺の根拠を一言お知らせください。

○学校教育課長（玉利勝美）給食センターにつきましては、資料にも掲載しておる概要にはございますけれども、両センターとも昭和60年、62年、大体、造られた時期は同じところなんですけれども、今回、統合に当たりまして、一番、私どもが判断の材料としましたのは、いわゆる建物の面積という部分でございます。

当然、統合しますと、食数も単純に2倍になるということにはなるわけで、そうしますと、調理機材の入替えでありましたり、また人員の増による、いわゆる給食作成の動線を確保していかなければならないということもありまして、できるだけ広い施設でというふうに考えて、判断したところでございます。

○委員長（中島由美子）いいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。ああ、すみません。

○学校教育課長（玉利勝美）先ほど、申し訳ありません、予算に関する説明のところで、私の説明で歳出につきまして、特定離島ふるさとおこ

し推進事業は、すみません、「国で」という発言をしてしまいました。ここは「県の」ということで、おわびして訂正をお願いいたします。失礼しました。（16ページの発言の修正）

○委員長（中島由美子）分かりました。よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時2分休憩

~~~~~

午後1時開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（中島由美子）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）では、歳出のほうから説明いたします。

予算に関する説明書の33ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費の補正は、右側説明欄の事項、文化振興事業費になります。

トンボロ芸術村事業費につきまして、県補助金の内示を得られたことで、決定を得られたことで、事業実施の費用の追加と財源組替えになります。

本年度の事業内容の全容としましては、音楽会の開催、写真、絵画、俳句、書道の作品募集とその選考、巡回展示などを予定しておりまして、今回の補正の主な内容は、応募作品の選考、表彰に係ります旅費、謝金、それから優秀作品として選考された俳句の句碑を制作・設置する経費、巡回展示に係る経費になります。

特定財源欄に記載の国県支出金のうち、県補助金353万3,000円がトンボロ芸術村事業の県補助金になります。

続いて、歳入を説明いたします。

ページを戻っていただきまして、13ページをお開きください。

下のほうになりますが、17款2項8目教育費補助金の、ページは14ページ上段になりますが、4節社会教育費補助金の補正額のうち353万3,000円が、歳出で御説明しました、トンボロ芸術村事業に充当します、県特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、交付決定による計上であります。補助率は70%になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）教育委員会の総務文教委員会資料の10ページをお開きください。

平成31年4月に改正法が施行されました文化財保護法の概要と文化財保存活用地域計画の制度などにつきまして、御説明いたします。

大きな1番ですが、法律の改正趣旨であります、これは文化財を地域の宝としてまちづくりに生かして、地域社会総がかりで未来への継承に取り組むために改正されたものでございます。

大きな2番ですが、改正点の主なものを3点ほど列記しております。

一つ目は、文化財の保存活用ための総合計画の策定が制度化されたことであります。

都道府県につきましては、保存活用大綱というもの、市町村は保存活用地域計画という名称で、国に認定申請し、国から認定されて策定となります。

二つ目ですが、文化財の巡視、調査研究、相談体制が制度化されたこと、三つ目ですが、破壊や

棄損などに対する罰則の強化などとなっております。

大きな3番でございますが、2の主な改正点(1)にあります、市町村が策定します文化財保存活用地域計画のことにつきまして、抜き出しております。

市町村が作成します文化財保存活用地域計画は、その名のとおり、どういう保存をするか、していくか、また、どのような活用を進めていくかなどの方針を定めるもので、先ほど御説明しましたように、国の認定を受けて策定というふうになります。

また、作成に際しましては、都道府県の文化財保存活用大綱を勘案するように示されております。

鹿児島県におきましては、昨年度から、この保存活用大綱の策定作業を行っておりまして、本年度中に策定する予定と聞いております。

本市におきましては、策定されます県の大綱を勘案し、可能でありましたら来年度から、もしくはそれ以降の早いうちに、地域計画の策定に向けて作業に着手したいと考えております。

下のほうに、計画策定の主な効果を掲載しておりますが、国の権限であります国の重要文化財の現状変更が市町村で許可できることや、計画策定を前提にした文化庁の補助事業を実施できたり、また、一部の補助事業については、補助率が加算されるなどのメリットもあるところです。

下段のほうに、参考としまして、本市の指定等の文化財の件数を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

---

△社会教育課の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、社会教育課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）**それでは、議案があ

りませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項もありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）**子育てサポーターについてちょっとお尋ねします。

養成講座開催用の予算計上もあるみたいですが、子育てサポーターは現在何人いらっしゃるのか、登録制になっているのかどうかもちょうと分かりませんが、どのように活動をしていらっしゃるのか、どんな活動に生かされているのか、そういう辺りを少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

**○社会教育課長（松田啓美）**子育てサポーターですけれども、令和3年度現在のところは13名登録していらっしゃいます。

活動につきましては、毎週水曜日に子育てサロンを行っておりまして、そちらのほうに出てきていただいて、若い子育て中の保護者の方々の悩みとかの相談に乗っていただいております。

13名登録していらっしゃいますけれども、1回来られるのは大体順番を組んでおりますので、1回当たり5名から6名の方に当たっていただいております。

それから、後継を育てるために、子育てサポーターの育成事業も行っておりまして、年に4回ということで、そちらのほうにも子育てサポーター養成講座というものを年に4回計画しておりますので、そちらのほうにも当たっていただくことになっております。

**○委員（屋久弘文）**はいというか、もう一点。13人登録がなされているというようなことで、人数的にも余裕があるのであれば、SSプラザ内に子育て支援センターがあると思うんですが、そのボランティア等の人材不足という話も聞いているので、そんな連携とかそういうことは図れないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

すみません、訂正を。

**○委員長（中島由美子）**訂正、はい。

**○委員（屋久弘文）**SSプラザではなくて、市内に4か所ぐらいあるんですつけ。

**○委員長（中島由美子）**子育て支援……。

**○委員（屋久弘文）**その子育て支援センターとの連携の話です。



○委員長（中島由美子）子育て支援センターの……。

○社会教育課長（松田啓美）市内に複数か所ということで、4か所ある子育てサロンのことだと思いますけれども、今までのところはそういう関係箇所からの要請というのは受けていないので、特別こちらのほうから動いているということはありません。

○委員（屋久弘文）じゃあ、今、要請はないということですが、聞くところによると、やっぱり人が不足しているという話も聞くので、今ありました子育て支援センター、4か所だと思いますが、そういう方々と話しする機会があったら現状も確認していただいて、できればお手伝いいただければ助かるかなと思います。

○社会教育課長（松田啓美）今ほど議員のほうから頂きましたので、こちらのほうから子育て支援センターのほうに聞いかけて、状況とか確認をしてみたいと思います。

○委員（屋久弘文）はい。よろしくお願いします。

○委員（森永靖子）土曜日とか日曜日とかに事務所の前で高校生とか中学生とかがテーブルに集まって御飯食べたり勉強したりしているんですが、とても暑いし暗いし、その中で勉強したりしているんですが、どう思われますか。

○委員長（中島由美子）どこの事務所。中央公民館。

○委員（森永靖子）中央公民館。ごめんなさい。

○社会教育課長（松田啓美）恐らく図書館で勉強をしてらっしゃって、食事のときに外に出てくるといふような形を取っているんじゃないかというふうに考えられます。

○委員（森永靖子）そうじゃなくて、勉強しているんです、御飯食べたり。恐らく職員の方々は、土曜・日曜とか夜はいらっしゃらないから分からないのかなと思うんですが、もっと照明が明るくならないのって聞いてもこれ以上はできない、言われるし、とても暑いし寒いし、どうなのかなって思うところです。

もし、よろしければどこかの部屋を、その子どもたちが一生懸命勉強しているのに図書館で、あふれているって言い方いけないけども、そうであれば図書館と連携して、そういう部屋を一つ開け

てもらおうとか、そういうことはできませんか。

○社会教育課長（松田啓美）あくまで公民館の設置条例とその施行規則に基づいて、貸館という形でやっておりますので、ちょっと冷たい言い方になるかもしれませんが、申請のないところをこちらのほうから無料で開放するということは、今のところは考えておりません。

○委員（森永靖子）いろいろ決まりを言えばそれまでですが、それでは暗いところに、やっぱり勉強、一生懸命しているし、だから、暗いところをもうちょっと明るくしてやるとか、涼しくしてやるとかはできませんか。それも決まりがありますか。

○教育部長（上大迫 修）今、森永委員のほうから言われました、中央公民館での生徒等の勉強の実態については改めて確認をしてみたいと思います。

また、先ほど松田課長のほうが申しましたとおり、一応、中央公民館として社会教育的観点から貸出しをするというのを一つのルールとしておりますので、そういった中で利用の実態を見たときにどういった対応ができるのか、難しい面もあるかと思いますが、実態をまずは把握した上でどのようなことができるのかを検討させていただきたいというふうに思います。

子どもたちのほうも実際にその施設としてそういった使い方ができない空間で、出入りをして食事をしたり、勉強等、みんなで話し合ったりミーティングをしたりといった形のものになっているかもしれませんので、そこの部分は実態を把握してからということで御理解を賜りたいというふうに思います。

○委員（森永靖子）図書館のほうからの、借りに行っている保護者からのお願いもあったんですが、座るところもないし、もう20日までお休みで、せっかく図書館に、やっぱり図書館の話になりますね、あふれているのであれば中央公民館を何とかできないだろうかという相談があったので、今、質問したところです。お願いします。

○委員長（中島由美子）また検討していただく下さい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め

ます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

---

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子）次は、中央図書館の審査に入ります。

---

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一）補正予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

下段になります10款5項4目図書館費で、17節の備品購入費1,423万6,000円は、主に本土地域の幼稚園、小学校等学校コースで使用する移動図書館車を購入する経費であります。

現車両は25年経過し、経年劣化が著しいため、自治総合センターのコミュニティ助成事業（地域づくり助成事業）を活用し、安全性の保持と利便性の向上等を図るために、新たな車両に更新しようとするものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、18ページをお開きください。

22款5項4目1節雑入の1,560万円のうち、説明欄4行目、中央図書館分は1,000万円で、歳出で申し上げました、移動図書館車の更新に係るコミュニティ助成事業助成金であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）資料の11ページを御覧ください。

まず、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」について説明いたします。

目的は（1）のとおりです。昨年8月の甑大橋開通に伴い、今回は初めて里から手打までを縦断するコースに挑戦いたします。

小学5年生から高校生までの異年齢で編成する五つの班に分かれて、（4）にありますように、約75キロメートルの自転車走行や徒歩による甑大橋横断、自然体験活動や野外炊飯活動等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止や天候不良等の理由により、甑島に移動できなかった場合は、代替案といたしまして、少年自然の家に宿泊し、本土地域での2泊3日間での活動を計画しております。その主な内容は（5）のとおりでございます。

最後に、本事業における新型コロナウイルス感染症防止対策について説明いたします。

まず、募集定員を当初の50人から30人に減らしました。

事業実施の2週間前から、参加者、引率者とも毎日の検温を含む健康観察を行います。

また、活動中のマスク着用、手洗い・うがいや消毒、換気の徹底、食事や活動中には会話を控えたり、対面や密にならないように注意を払いながら実施します。

子どもたちの安全を守ることを最優先に考えております。状況によっては中止することも視野に

入れ、今後の感染拡大の状況を注視し、適切な判断をしていきたいと考えております。

続きまして、2番になります。コロナ禍における少年自然の家の利用状況について説明いたします。

資料の下段、2番を御覧ください。

本年度当初は計画どおりに運営しておりましたが、本県の感染拡大警戒基準がステージ3へ引き上げられたことに伴う市の対応に基づきまして、5月8日以降の事業に影響が生じております。

具体的に説明いたします。

受入関係では、集団宿泊学習を実施できたのが7校です。いずれも薩摩川内市以外の小・中学校でございます。

実施できなかった全ての学校に対しましては、本年度内に実施するかどうかについて、現在意向調査を行っております。実施を希望する学校には、9月以降に実施できるよう日程の調整を行っております。

そのほか、幼稚園や保育園、中学校部活動の合宿などにも影響が出ております。

次に、(2)の主催事業につきましては、実施できたものが7本、中止もしくは延期したものが3本です。

実施に際しましては、本市在住の方のみを対象に全て事前予約制とし、連絡先の確認、募集人数や開催時間の縮小、検温やマスク着用、消毒など感染防止対策を徹底して実施しております。

これまでの利用団体数及び利用延人数は(3)の表のとおりです。

令和2年度から、利用団体数や人数が大きく減少していますが、今後も利用者並びに職員の安全を最優先に、可能な範囲で社会教育施設としての機能を果たしたいと考えます。

**○委員長(中島由美子)** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長(中島由美子)** 質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

---

#### △総務課の審査

**○委員長(中島由美子)** 次は、総務課の審査

に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長(中島由美子)** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員(屋久弘文)** 最新の職員数を教えてもらえませんか。

**○総務課長(橋口 堅)** 現時点992名でございます。

**○委員(屋久弘文)** 昨年の4月1日時点が1,003人だったと記憶しております。

先ほど定数を所管する課である行政改革推進課のほうで、所管事務調査の中で、令和3年度以降は第3次定員適正化方針の最終年度の目標値を基準とする、令和2年度が最終年度なので、そこでいう目標値というのは1,000人ですので、1,000人を基準とするという説明もあったところでした。

今あったように、992人であれば、1,000人に対してはかなり下回った現定数じゃないかというふうに考えるんですが、年度内に更に採用試験等を行って、そこを充足、補充する考えがあるのかどうか。それから、募集をしても何か応募してもらえない職種もあるというふうな話も聞いてますけれども、そこらに対する現状であったり対応であったりを含めて、簡単に回答いただければと思います。

**○総務課長(橋口 堅)** おっしゃるとおり、新たな定員適正化計画ができるまでは、令和2年度に終了しました定員適正化計画の目標値1,000人体制というのが基準になってまいります。

その1,000人に対して、現在8名が少ない状況ですので、本年の10月1日採用のための採用試験を7月に実施する予定で、10月には1,000人程度を確保したいと考えております。

それから、採用の関係ですけれども、昨年は一次試験に142名受験をされて34名採用しました。採用率は大体25%で、4人に一人採用していることになります。

合併時は、10人に一人という厳しい状況でし

たので、広き門に今なっている状況です。

原因としましては、少子化の関係で、かなり受験生が少ない中で、各市、この受験者の獲得競争になっている状況にあります。

そこで、まず対応としましては、まず年齢要件です。U I J ターン枠、いわゆるその鹿児島県外の居住者を対象とする採用試験につきましては、通常、大学卒程度につきましては、27歳までの制限をかけておりますけれども、これを35歳まで緩和しているということと、それからこれまで5名採用しようが10名採用しようが、採用予定者を若干名表示をしておりました。

若干名では、どうしても一、二名のイメージがあって、狭き門のイメージがございますので、今度から3名以上は何名程度ということで、数字を具体的に表示することにしました。

それから、これまで一次試験にかなり多かった、旧川内のときから多かったこともありまして、段階的に採用者を選考するために、学科試験が一次試験で、面接試験を2回実施をしておりました。

ただ、現在一次試験受験者が少ないことと、県内他市も二次試験までの運用で採用者を決定しておりますので、非常に薩摩川内市が面倒くさい試験になってしまっておりますので、他市と肩を並べるといって、本市も面接試験は1回だけにして、一次試験、二次試験の運用でしていきたいと考えております。

こういったような対応を図りながら、受験者を獲得していきたいと考えています。

**○委員（屋久弘文）** 現状はよく分かりました。

これだけ職員数が足りないということは、どっかの課であったり、職員の誰かであったりに負担が行っている、しわ寄せが行っているというのは間違いないので、10月には甕4支所の再編もあり、あるいは2023年の国体に向けた、また準備にも職員が必要になってくるんじゃないかと思うので、そういう国体に向けた、準備の再開される時期も近づいているので、職員数が目標値である1,000人に充足するように、早急な対応をお願いしたいと思います。

今、いろいろやり方を変えるということでしたけど、やっぱり募集しても来ない、応募がないということは、PRの方法であったり、何らかやっぱり工夫も必要なかなというの感じますので、

今言われたようなことに加えて、考えられることは全てしていただければ、人も少しは応募してくれるのかなというのはあるので、そういう工夫をしながら進めてもらえればと思っています。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

#### △秘書室の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項もありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** コロナ禍の中で、それぞれ出張等が非常に制限をされているということがありますよね。

今までの市長の行動であつたら、もうかなりの回数上京されて、いろんな省庁を回られて、いろんな事業を引っ張ってこれたということを想定をするんですけども、今、このコロナ禍の中で、そういうトップセールスがどんな状況になるのか、うちに限らず全体そうなんでしょうけども、その辺はどうですか。

**○秘書室長（山元一将）** 新原委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、コロナの影響で田中市長の、特に県外へのお出張については、就任直後の出張、それから4月になりまして、一時的に状況が収まったところを捉えまして、福岡のほう、九州地方整備局への要望という形で、これまで行っておりますけれども、おっしゃられたとおり、非常に少ない状況でございます。

トップセールスの状況はうちだけではなくて、他市も含めてほとんど行けてないということで、要望あるいは協議会、ウェブでの開催というのが徐々に出てきておりますので、そういった形で機会があれば市長に、あるいは両副市長に対応して

いただくようにということで、現在是对应しているところでございます。

○委員（新原春二）コロナ禍の中で全体的にそうなんですけども、やっぱりトップセールスというのは非常に大事なことで、トップセールスを受けて各関係機関の方々がそれを取りまとめをするということで、薩摩川内市はみんなで頑張っているということで、特別交付税がかなり鹿児島県の市町村ではトップを行くという状況が今までありましたので、今後やっぱりそういうものを含めてぜひトップセールスをしていただけるように段取りをよろしくをお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

---

△文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項ありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

---

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

---

△議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第4回補正について説明をいたします。

歳出予算はありませんので、歳入予算の説明になります。

それでは、予算書の10ページを御覧ください。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税において市税が増額となることから、その基準財政収入額相当を減額するものであります。

次に、12ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

次に、17ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正に伴う財源対策として増額するものであります。

続きまして、19ページを御覧ください。

23款1項5目農林水産業債は、林道檜之木線及び林道奥戸線の舗装事業に係る財源として林道建設事業債を計上し、7目土木債では、市道横馬場田崎線整備事業に係る財源として都市計画事業債を増額し、8目消防債では、小型動力ポンプ普通積載車の更新に係る財源として消防防災施設整備事業債を増額し、9目教育債では、鹿島の恐竜化石活用事業の展示施設整備事業が県の特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことに伴い、財源組替えとして文化振興施設整備事業債を減額するとともに、里給食センター機材整備事業の財源として教育施設整備事業債を増額するものであります。

10目災害復旧債では、令和2年7月豪雨により被災した林道災害復旧事業の財源として過年公共災害復旧事業債を計上するものであります。

最後に、地方債補正について説明いたしますので、6ページの第2表地方債補正を御覧ください。

地方債補正として、追加の2事業は、林道建設事業及び過年公共災害復旧事業の限度額、起債の方法等を設定し、変更の4事業は、都市計画事業、消防防災施設整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）12款1項1目のこの地方交付税なんですけど、この地方交付税の

18億7,500万円減は固定資産税、市税の固定資産税が入ったからというのは分かるんですけども、これ、原子力発電所の特重施設の部分ですよね。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 大半はそうなんですけれども、そのほかに新型コロナウイルスの関係で償却資産の減免が見込まれていたんですけども、その分が見込んでいたよりも申請が少なかったということでの増額分もあります、5億ほど。

それと合わせて25億の市税収入が増加したことに伴って、それに見合いの基準財政収入額を減額するものでございます。

**○委員（山中真由美）** 大半がそうだったんですけど、この地方交付税と原子力発電所の固定資産税とは分けて考えるべきだと思うんですけど、そこは市として国に要望を上げるとか、何か考えてはいませんか。

**○総務部長（田代健一）** 税収との関係でございまして、税の具体的な納税者情報については、法人秘でございまして、ちょっと発言は差し控えさせていただきますけれども、内容的には大臣配分分ということで、大規模な償却資産につきましては、市町村個別では課税を行っておりませんで、国のほうが取りまとめまして、総務大臣の配分分として一括で決定がなされます。

今回の税目につきましても、電気事業、通信事業、鉄道事業、海運事業等について、そういった大規模な償却資産分に係る税が配分決定がなされた分について、当初見込んでおりましたより、20億円増額になったものと、それから先ほど財政課長が申し上げましたように、コロナ禍に伴う一般の償却資産税の減額措置について、景況等を見てもっと多く減免が出るものと思っておりましたが、申告がそこまで上がってきませんで、その分減免をかける予定だった分を復元したということで5億円、都合25億円固定資産税が伸びたということになっているところです。

御質問のその大規模償却資産に係る固定資産税について、固定資産税が100億円増えたとしても丸々100億円税収は増えるんですけども、市の全体の収入としては、丸々増えるわけではなくて、その分交付税のほうが、交付税の計算というのが基準財政需要額という全体的な需要額を出したものから、基準財政収入額、税収等を差し引

いた分について出るということで、税収が増えると差し引く分が増えますので、その分不足する交付税は減るというような差し引きの計算になっております。

この分について大規模な電気事業者による税収の分を特例扱いできないかということについては、前市長の岩切市長の時代からいろいろと研究を重ねてまいっておりますが、全体的な地方税法上の話があって非常にハードルが高いということで、長年研究してはいるんですけども、なかなかこの税収の一般的な決まり事である部分に関わることでございますので、非常に難しいといった現状でございます。

**○委員（山中真由美）** 大体は理解をしました。

大変難しいということなんですけど、やっぱりここは諦めてしまったらもう元も子もない話なので、何とかできる方法を考えて、私たちも一緒にまた勉強しながらでも国に訴えるなりしていきたいと思うので、可能性を見いだしてでも、これからも研究されていってほしいと思います。意見です。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第66号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** 次に、議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 第6回補正予算について説明いたします。

それでは、予算書の7ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金は、社会福祉協議会緊急生活支援金補助金に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

次に、8ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は、今回、補正に伴う財源対策として増額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたが、本案の討論、採決については、議案第61号の討論、採決後に行います。

それではここで、議案第66号の審査を一時中止します。

〔紹介議員着席〕

△請願第3号 地方財政の充実、強化に関する意見書提出についての請願書

○委員長（中島由美子）次に、請願第3号地方財政の充実、強化に関する意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略します。

それでは、紹介議員の成川議員に出席いただいておりますので、請願の趣旨等について説明を求めます。座ってでよろしいです。

○議員（成川幸太郎）紹介議員の成川幸太郎でございます。総務文教委員会において、本請願に関する趣旨説明の機会を頂きましたことに、深く感謝を申し上げます。

早速、請願の趣旨を述べさせていただきます。

全国各地の自治体におきましては、新型コロナウイルスの出現により、ワクチンの接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への対応など、新たな行政需要が発生しています。

あわせて、少子高齢化が進展する中で、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・存続など、従来からの行政需要もこれまで以上に高まりつつあり、今後の税収落ち込みによる財政悪化を見据えながら、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした自治体の役割を果たすためには、次年度予算において、これらに対する交付金措置が求められます。

一方、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人材は不足し、疲弊する職場実態にある中、

近年多発している大規模災害、またデジタルガバメント化への対応も迫られ、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした地方の財源対応については、国の骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準が確保されていますが、今後も社会保障費を中心に、地方の支出は増加し続けることは必至であり、また、新型コロナウイルスへの対応にも、巨額の財政出動が行われる中、2020年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安も残されており、引き続き、地方の行政需要に対応した財源の確保を求める必要があります。

このことから、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要となります。

この意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方の現状を直接国に訴えるために行うものであり、地域の公共サービスの水準を維持するため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通して、地方財政の確立を目指すものであります。

政府概算要求の策定時期に照準を合わせ、昨年度と同様に今期定例会での採択をお願いするものです。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択について、委員各位の御賛同方をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（中島由美子）ありがとうございます。

それでは、当局からは本請願について特に補足説明はないようですので、質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、紹介議員に対する質疑は以上で終了します。

成川議員には本委員会に出席していただき、ありがとうございます。

○14番（成川幸太郎）ありがとうございます。

〔紹介議員退席〕

○委員長（中島由美子） それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。どういたしますかということで。

○委員（川添公貴） 採決をお願いします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） これより採決を行います。採決は起立により行います。

本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中島由美子） 全員起立であります。よって、本請願は採択すべきものに決定しました。

以上で、本請願の審査を終了します。

なお、意見書提出の発議については後ほど協議しますので御承願います。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子） では次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、財産活用推進課の審査に入ります。

#### △議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己） それでは、歳出から説明いたします。

説明書の20ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費は、旧陽成小学校の閉校跡地利用促進助成金になります。

内容につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、同ページ、最下段の11目庁舎管理費は、10月の甌島4支所再編に向けて庁舎銘板の変更や庁舎レイアウト変更による執務室の改修に係る工事請負費及び備品購入費と本庁舎構内引込柱の劣化により必要となった本柱建替えの工事請負費でございます。

次に、歳入について説明いたします。

説明書の17ページをお開きください。

20款1項60目市有施設保全基金繰入金につきましては、歳出で説明いたしました、旧陽成小学校の閉校跡地利用促進助成金に充当をするものでございます。

それでは、旧陽成小学校の閉校跡地利用促進助成金の概要を説明いたしますので、総務文教委員会資料1ページをお開きください。

まず、事業内容でございますが、遊休公共施設を利用したスポーツ施設事業として、体育館を野球などの室内練習場として活用するほか、プールをイベントスペース、駐車場を駐車場またはキャンプ場として活用する計画となっております。

今回の活用は、校舎について市が倉庫として利用していることから、体育館とプール、駐車場の活用というふうになっております。

利用開始は、各種手続の完了が条件となりますが、令和3年10月を予定しております。雇用計画は、常駐の管理人1名となっております。

次に、事業者は、株式会社FRONT-Aさんで、中郷町にあり、建築設計等を営んでおられます。

助成金につきましては、現在概算事業費での算定となっており、事業費約3,000万円で、補助率2分の1の1,500万円を予定しているところです。

これまでの経過をその他に記載しておりますが、これまで陽成地区コミュニティ協議会への説明と承諾を得て、4月30日には文部科学省へ財産処



分の承認申請を提出済みでございます。貸付料も決定しており、6月29日予定しております遊休施設等利活用審査委員会で、奨励措置適用事業者の指定を行うこととしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己）委員会資料2ページをお開きください。

薩摩川内市公共施設個別計画の策定について、2ページから4ページの資料で御説明をさせていただきます。

なお、計画書は別冊として提出しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、2ページでございます。

1の計画策定の目的でございますが、本市では、長期にわたる公共施設の維持管理及び更新経費は、市の財政に大きく影響を与えることから、これまで財産仕分けや公共施設等総合管理計画・再配置計画により、財産処分等を進めてきました。

今回、調査による個別施設の状況や更新等に係る対策の優先順位、対策の内容、対策費用等を定め、更なるコスト縮減に努めることを目的に、個別施設計画を策定したものでございます。

次に、2の計画の概要でございます。

対象施設は、建物がある施設798施設を対象とし、計画期間を令和3年度から令和28年度までの26年間で、令和8年度まで、令和18年度まで、令和28年度までの3期に分けております。

3にありますとおり、施設ごとに健全度（施設の現地調査などによる劣化度調査を4段階）と重要度（用途による区分を3段階）、これらを評価し、改修等の優先順位をつけ、各施設で取る対策を、維持・再配置・処分・検討の4区分に分け、どの期別にどういう対策を取るかというのを整理

しています。

この結果、6、対策費用にありますように、今後26年間に必要な施設の更新費用は、649億円と試算されました。

3ページをお開きください。

これまでの経過も踏まえまして、計画の位置づけについて説明いたします。

本市では、これまで、図の中ほど点線囲みにありますように、公有財産利活用方針に基づく財産仕分け・利活用方針を策定し、財産の処分を進めるとともに、薩摩川内市公共施設再配置計画を策定し、取り組んできております。

このような中、国ではインフラ長寿命化基本計画を策定し、各自治体にも同様の公共施設等総合管理計画を策定するよう要請があり、本市でも策定をしているところでございます。

今回、この総合管理計画の施設——箱物でございますが——これに関する計画について、現状分析と今後の取り組む方向を示した公共施設個別施設計画を策定したもので、今後、本市の公共施設の配置等について、これにより進めていくこととしております。

策定に当たっては、これまで長寿命計画等を策定している学校、公営住宅等については、その計画内容を採用しております。

目標数値でございますが、次の5にありますとおり、既に策定済みの薩摩川内市公共施設再配置計画で策定した、公共施設の延べ床面積を30年間で43%削減すること、維持管理経費を年間10億円削減することとしており、これらの目標は変えておりません。

4ページをお開きください。

6、用途別方針の整理結果の表では、現在、各施設の方針を維持・再配置・処分・検討に区分し、整理しております。

下から2行目の「検討」という項につきましては、現在、明確な方針が決定しておりませんが、将来耐用年数が到来するなど、更新の時期が来ますので、そのタイミングでは方針を出す必要がある、そういう施設になります。

その結果、削減を検討する面積の合計が、右の下のところですが、約15万平米となっております。これは、総面積の28%となり、目標は43%としておりますので、まだ15%足りない

現状となっております。

次に、7の今後の費用試算結果では、建て替えや改修に係る更新費用が26年間で、649億円必要と試算されました。

公共施設再配置計画の目標では、前の計画ですが、520億円としておりますので、現状では、まだ130億円届いていないことになります。

このことから、検討区分の各施設の方針の早めの決定と、表の中ほどから下にも書いてございすとおりの、現在計画ができております、学校・公営住宅・運動公園の長寿命化計画についても、更新に合わせて、さらにコスト縮減を検討する必要があります。

最後に、2ページの3の今後のスケジュールでございます。

本計画策定により、上位計画であります薩摩川内市公共施設等総合管理計画の見直しが必要となりますので、これにつきましては、本年度策定を進めてまいります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）ただいま御説明いただいた件とちょっと違うんですけども、先日御相談をいただきまして、まち公の管理施設で、具体的には、御陵下の運動公園の会館になるんですけども、そこで定期的に卓球をやっている人がいて、鍵を借りて使わせてもらっているんですけども、これまでまち公の事務局が文化ホール、市民会館にあったのが東郷支所に移ったということで、東郷支所に鍵を借りに行くか、もしくはサンアリーナに借りに行くかということになったわけですけども、川内地域とか、この辺に住んでいる方々って、ちょっと鍵を借りに行くとか、利便性が下がった方がいるんじゃないかということで、鍵の管理の在り方についてどのように考えているのかなということで、ちょっと要望みたいものを頂いたものですから、ちょっとその辺の考え方を伺ってみたいと思います。

○財産活用推進課長（奥平幸己）今、そういうお話があるということを初めて、すみません、聞きましたので、まちづくり公社のほうとも協議をさせていただいて、どのような対応ができるのか、ちょっと検討させていただければと思います。

○委員（坂口健太）よろしくをお願いします。

なかなか文化ホールまで行くのと、東郷支所まで行くのと距離はすごく大きく変わった方々もたくさんいるので、利便性向上の観点も兼ねて、例えば中央公民館で管理ができないかとか、本庁舎で管理ができないかとか、その辺りも含めて検討していただければと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

---

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第55号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第55号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）税務課でございます。議案第55号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりはその2、55—1ページでございます。

議案に関連して提出してあります議会資料で御説明いたしますので、総務部議会資料をお開きください。

改正の概要でございます。

個人の市民税につきましては、ア、非課税の範囲から、イ、公的年金等受給者の扶養親族申告書、ウ、所得割の非課税の範囲等につきましては、年齢16歳未満の者などに限ることといたしました。

これは、令和2年度税制改正におきまして、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人住民税均等割・所得割の非課税限度額及び個人住民税均等割の条例軽減につきましても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様にするものでございます。

エ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合

の医療費控除の特例につきましては、適用期限を令和9年度分まで延長することといたしました。

この特例は、適切な健康管理の下で医療用の医薬品からの代替を進める観点から、健康増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額、上限8万8,000円になりますけれども、その年分の総所得金額から控除をする制度でございます。

なお、この制度、セルフメディケーション税制と申しますけれども、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

次に、固定資産税につきましては、令和6年3月31日までの間に設置した一定の雨水貯留浸透施設につきまして、固定資産税の課税標準をその価格の3分の1を乗じて得た額とするものでございます。

この施設の例としましては、地下に施工された貯留槽、透水性舗装、浸透ますなどが該当いたします。

経過措置等につきましては、記載のとおりでございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）**次に、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○税務課長（佐多誠一）**歳入予算に係る補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

1款2項1目固定資産税の現年課税分につきまして、25億円を増額補正しようとするものでございます。

補正の理由につきまして、2点、御説明いたします。

1点目は、固定資産税に係る総務大臣配分通知におきまして、当初の配分見込みを上回ることとなったこと、2点目は、新型コロナウイルス感染症に伴い、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が設けられましたが、申請実績が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

1点目の、総務大臣配分について御説明いたします。

市町村の税でございます固定資産税につきましては、課税標準となる価格、税額の決定は市町村が行うことが原則でございますが、総務大臣が指定をします特定の資産につきましては、地方税法の規定により、総務大臣または都道府県知事が価格を決定することになっております。

その資産が、2以上の都道府県に関係する場合は、総務大臣が決定並びに通知をする制度になっております。

本市におきましては、現在、総務大臣配分制度が適用されるものは、電気事業、通信事業、鉄道事業、海運事業の4事業でございます。

今回の配分額増の理由でございますが、これは、電気事業における配分価格の増でございます。

この総務大臣配分につきましては、毎年3月末に通知されますので、当初予算に計上できなかったものでございます。

総務大臣配分による固定資産税総額は、令和2年度が約28億3,405万円、令和3年度が約48億6,823万円と、前年度より約20億円増額となったため、今回、20億円を増額補正

しようとするものでございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症対策に伴う固定資産税の軽減措置につきましては、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が設けられました。

具体的には、令和2年2月から10月までの間の継続する3か月間の事業収入が3割以上減少している中小事業者等について、令和3年度分に限り、事業収入が前年比50%以上減少した場合は課税標準をゼロに、30%以上50%未満減少した場合は課税標準を2分の1とするものでございます。

当初予算編成時におきましては、国の調査を基に、50%以上減少する中小事業者を6割、30%以上50%未満減少する中小事業者を2割と想定し、6億7,620万円の減収を想定しておりましたが、申請実績が当初見込みより少ない約1億5,000万円であったことから、その差額5億円を増額補正しようとするものでございます。

結果としまして、1点目の総務大臣配分に係る増額分で20億円、2点目の新型コロナウイルス感染症対策に伴う固定資産税の軽減措置に係る申請実績が当初見込みより減収見込みが下回った分で5億円の、計25億円を増額補正しようとするものでございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）**次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）**1件だけ、将来的なものも含めてちょっとお尋ねなんですけど、固定資産税の関係で、特に山林なんですけども、共有地がいっぱいあるんですよね。何人かのその共有地であったり、あるいは自治会のものであったり地域のも

のであったりいろいろあると思うんですけども、そういった共有地の当然課税はされて通知が行くと思うんですけども、そこら辺の納入の在り方、滞納があったり、そこら辺はどう捉えていますか。

**○収納課長（山口隆雄）**今、おっしゃられるとおり、この共有の納付については、収納課としても非常に苦慮しているところでありまして、中には自分の持ち分だけ納税をするので、あとの部分はもう知らない、うちのその持ち分だけの金額で納付書を出してくれとか、そういうものもございまして。

これ、滞納処分をしようにも、全員が生存している方とも限らず、死亡者も含まれておったり、そうなりますと、納税義務の承継も物すごい人数になって、相続人が。非常に厳しい状況がありまして、滞納処分もなかなかできないというような状況がございまして。

我々としましては、今の段階では、その納税の代表者に対しまして、何とかこの納税を、滞納になる場合は催告を続けているというような現状でございまして。

以上です。

**○委員（新原春二）**私も今、1件そういう部分を預かってまして、非常に苦慮しています。

相続ができていないのが一つの大きな原因にもなると思うんですけども、いわゆる3代・4代遡って、何々左衛門とかそういう名前がいっぱい出てきて、なかなかその集金をするにも、どこに行っていかが分からんっちゃうのが結構、私も今、対処をしているんですけども、いわゆる相続をきちんと、これからまた、今から相続の関係については法整備がされると思うんですけど、そういうような中で、今、具体的に収納課の中でも、どうにも太刀打ちできないというのが現状だと思うんですけども、これからまた日をたっていけば、なおさら相続ができていきませんので、かなり厳しい状況になってくると思うんですけども、私は、もうこの山は要らんで、あなたにあげるとか、役所で取ってくださいとかいうのが、よく話が出てくるんですけども、そういうものの対処の仕方というのはもう今、部長、今の現状ではどうしようもないということですかね。

**○総務部長（田代健一）**この未相続土地につきましては、これまでも共有林の話とかも含めま

して、いろいろ御質問とかも頂いているところなんですけれども、課税の側からしますと、これ非常に難しい、困難な課題がございまして、固定資産課税については台帳課税主義ということで、台帳に掲載されている方に課税するというのが第一義となっております。

したがいまして、台帳上がもう既にお亡くなりになられた方で、相続人が多岐にわたるような物件については、相続財産ということで、その相続権のある方皆さんに対して納税義務が発生するという状況になりますが、実態としては、その台帳に載っている分が実際もう名前しか書いてなくて、住所等についても不明なものとかも多岐にわたっておりまして、課税上は非常に困っているところです。

この相続の件につきましては、国政上大きな動きがありまして、不動産登記法の改正がございまして、今後については、相続登記が義務づけられる、既に所有している土地についても経過措置が設けられておりまして、おおむね四、五年後には全ての登記簿上の土地については、継承者による登記簿上の載っている土地の相続権者についても登記を変更する、あるいは相続放棄をする義務が課されるということになっておりますので、現在のところはその法制上の動きを注視しているところでございます。

その流れが共有持ち分についてまで及んできるとなると、また更に長い期間がたとうかと思えますけれども、そういった不動産登記上の整理がきちとなされれば課税のほうもそれに応じた対応ができるようになっていくかとは思いますが。

ですので、その間、当面の間につきましては、対処療法的にはなりますが、登記簿上に載っていない方について、とにかく相続権がある方で連絡がつく方を探して、その方に納税代表者をお願いいたしまして、納税上の窓口となっていたくという方法を続けざる得ないと考えております。

**○委員（新原春二）** 実は、8件の共有地で、もう集金ができないということで、もうその代表者が立て替え、立て替えと言いますか、もう自腹でずっと払っておられた、その方が亡くなられて相続人がびっくりされて、どういうことだろうかということで相談を受けたんですけども、税務課に

行っている話をしましたら、分割納付もできるということで御指導をいただきましたので、それなりの、今、作業を進めているんですけど、できたら、そういう部分にあったら相談、気がつかれた物件については、そうした分割ができますよ、その代わり全員の印鑑がそろわな駄目ですよとか、そういうのを御指導をぜひしていただきたいと思えます。

そうしないと、それとまた同時に相続の在り方についても、今、部長が話をされましたように、法律がまた変えられれば、変わった段階でまた御指導があるんでしょうけども、そこら辺も懇切丁寧に、支払ってもらえるような共有地について、また御研究をぜひお願いしたいと思えます。これ、要望です。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

**○契約検査課長（園田克朗）** 総務部関係の総務文教委員会資料5ページをお開きください。

令和2年度の建設工事の状況につきまして御説明させていただきます。

（1）年度ごとの入札状況についてでございますが、令和2年度の入札執行件数は、合計で246件で、平均落札率は93.91%でございます。ダンピング対策である低入札価格調査開始のラインが92%ですので、そのラインを上回っている状況でございます。

（2）一般競争入札における工種ごとの開札状況でございますが、左から3列目の「うち工事品質評価型（成績条件付）」については、工事成績評価の平均点を入札参加条件とするもので、96件で全体に占める割合は50.8%でございます。

ます。

同じ表の右から4列目、予定価格の92%未満の額で応札があったときに実施する低入札価格調査件数は105件で、全体に占める割合は55.6%でございます。

同じ表の右から2列目の不調件数は1件、一番右端の同額での応札による、くじでの落札件数は79件で、発生率は41.8%でございます。

前年度と比較し、0.9ポイント増加しているような状況でございますが、増加の理由といたしましては、くじの発生率の高い土木工事一式、舗装工事の発注件数の割合が高かったことによるものでございます。

次に、6ページになります。

(3) 一般競争入札における金額区分別発注件数の状況でございます。

1,000万円未満の工事が、94件で全体の約50%でございます。

一番下の表、2、コンサル業務委託の状況でございますが、総発注件数は62件で、平均落札率は88.81%でございます。

次に、7ページをお開きください。

上の表、3、一般競争入札の落札率等の状況でございます。

棒グラフが発注件数でございますが、9月は下半期の始まりで、3月は15か月予算による翌年度の工事施工に向けた発注で件数が多くなっているところでございます。

下の表、4、工種別の平均落札率の状況で、横線がある棒グラフが令和2年度でございます。おおむね前年度より上回っている状況でございます。

次に、8ページになります。

上の表、5、工事成績評定の状況でございます。

令和2年度の評定については、最高点が91.6点で、最低点は73.8点でございます。

その下の表は平均点の推移で、一番右の欄が各年度の平均点でございますが、工事成績評定制度がスタートしました平成17年度は66.67点でございましたが、令和2年度は81.33点で、年々高くなってきているような状況でございます。

下の表、6は、総合評価落札方式の実施状況でございます。

予定価格3,000万円以上の工事を対象としており、令和2年度は16件を実施し、平均落札

率は98.8%ございました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課の審査を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（中島由美子）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第61号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）補正予算について、まず、歳出について御説明をいたします。

予算に関する説明書の28ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の説明の欄、災害予防応急対策費の地域防災組織育成助成事業補助金200万円は、平佐西地区コミュニティ協議会において、18の自治会に防災用備品として発電機18台を購入する事業で、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金に応募しており、今回、助成金の決定を受けたもので、補助金として支出するものでございます。

また、続きまして、同事業の財源となる歳入について御説明をいたします。

予算に関する説明書の18ページをお開きください。

22款5項4目の説明の欄の上段の丸印ですが、コミュニティ助成事業助成金（地域防災組織育成助成事業）200万円でございますが、先ほど説明しました、一般財団法人自治総合センターの助成金の交付決定を受けたものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま

す。

以上で、議案第61号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第66号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止してありました議案第66号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

本案については、先ほど本委員会付託分について質疑が全て終了しておりますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）委員会資料の9ページを御覧ください。

本年10月1日に予定しております甑島地域4支所の再編に伴い、甑島地域の災害時の対応、

防災力の維持のために、災害対策支部及び避難所を見直すものでございます。

2のこれまでの経過でございますが、昨年度、甑島4支所及び関係課と協議してきており、3月には執行会議において庁内決定し、5月14日に甑島地域の2か所において、甑島地域の議員さんや地区コミュニティ協議会、自治会様に説明をし、さらに5月下旬に各地域で開催されます地域防災連絡調整会議においても説明をしてきております。

3の説明会における主な意見と回答については、大きく二つございます。

まず一つ目は、職員が減る中で災害対応は大丈夫かというような御質問でございます。

これに関しましては、災害対応に支障を来さないように、今回、支部、避難所の見直しを行うものですとお答えをしております。

二つ目に、特に甑島でございますが、鹿島、下甑地域でございます。道路等が寸断されたときに孤立する場合の対応はどうかというようなことで、こちらにおきましては、まず災害の事前に甑島振興局において早めの配置、それから災害の規模に応じて、本土からの応援等により対応していく考えでございます。

4の今後の予定でございますが、10月の再編に向けて、住民さんから頂いた意見等を含めて、細部について検討、準備をしております。

防災体制の見直しの具体的な内容でございます。

10ページを御覧ください。

まず、災害対策支部の在り方についてでございます。

左側、下のほうでございますが、現在の体制としましては、里・下甑・上甑・鹿島支所それぞれに支部を置いて地域振興班及び教育班の2班体制で支部を運営をしております。

右側のほうを御覧ください。10月1日の体制でございます。

まず、甑島全域を統括、担当します甑島対策部というものを設置しまして、その下部に距離的なものがありまして、下甑支所に支部を置きます。で、甑島対策では、これまでどおり、地域振興班と教育班の2班体制とします。

対策部につきましては、里・鹿島、少し点線で囲ってございますが、支部がなくなることから、この里・鹿島の地域についても、当然、統括をし

ますが、それ以外に下甌支部の部分についても、全島を統括するということから対策部がグリップをしていくという考えでございます。

下甌支部のほうにつきましても、これまでどおり、地域振興班と教育班の2班体制とするところでございます。

また、この見直し案の上段のほうでございます。

本土4支所につきましても、現在、各支所にそれぞれ支部を置いて2班体制で運営をしておりますが、10月1日の組織改編に伴いまして、本土4支所を統括して対応していく東部対策部というものを設置して、そちらで4支所を統括して対応していきます。

以上が支所の支部の見直しでございます。

11ページのほうを見てください。

市が指定しております避難所の見直しについてでございますが、甌島地域には、現在、市が指定しております避難所が41か所ございます。今回、見直しと言いながらも、現在の避難所の区分、用途、利用状況等について、改めて説明をして明確にしたもので、廃止・削減は特にはしておりません。

まず、内訳から行きます。

指定避難所としまして1次避難所でございますが、こちらは大雨・台風等に一時的に避難をする場所として最初に開設するもので、今現在、詰所となっているところを指定してございます。

それから、2次避難所、こちらについては、災害の状況に応じて順次開設していく避難所と位置づけております。これも、これまでどおりの動きでございまして、この1次・2次とも職員または消防団の機能別団員が開設・運営をしております。

それから、言葉としまして、中ほど、長期避難所でございますが、こちらにつきましても、災害の規模・状況に応じて一時的な避難所としても開設はいたします。要は、大きな、去年の台風10号のような災害時には、一時的な避難所としても開設はいたしますが、基本的には、①で書いてございます。災害により家に帰れなくなった住民、いわゆる被災者です。この方々が市営住宅等への入居までの間、長期の避難をする場合に利用する避難所として設定をしております。

それから、下から3列目でございます。

自治会避難所とございます。これまで、本市も自治会で自ら避難所を開設・運営していただくところを推進をしてきておりますが、本土地域には、約60を超える自治会避難所がございまして、今現在、甌地域には自治会避難所というのが一つもございません。

今回、地域の地区コミ、自治会長さん等に話をする中で、こういう自治会で自ら開設・運営する方法もありますと説明をしたところ、皆さん、理解をしていただいたところでございます。こちらについても、また引き続き、住民の方々と話ししながら自治会避難所の運営でしていきたいというふうに考えております。

以上ですけれども、いずれにしましても、甌の再編に当たって、これまでのように職員だけの災害対応というのは非常に難しくなっておりまして、今まで以上に消防団の機能別団員や地域の皆様の御支援を頂きながら、避難所運営に当たっていききたいというふうにしております。

また、避難所の見直しについては、これ、今、お示したのは、あくまでも10月1日の状態でございまして、防災対応、取組については、終わりはございませんので、引き続き、常に見直し・改善をしまいたいというふうに考えております。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）**では、質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）**議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項ありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項ありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項ありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、議事調査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項ありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課の審査を終わります。

---

△発議 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書

○委員長（中島由美子）次に、請願第3号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

まず、書記に意見書を配付させます。意見書（案）です。

〔資料配付〕

○委員長（中島由美子）意見書（案）は請願書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。御確認いただきたいと思います。いいですか。御覧いただきましたでしょうか。

それでは、この意見書（案）について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） それでは、御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については、委員長に一任していただくこととし、委員会として、本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを終了いたします。

---

△委員会報告の取扱い

○委員長（中島由美子） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（中島由美子） 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後２時４４分休憩

～～～～～～～～

午後２時４５分開議

～～～～～～～～

○委員長（中島由美子） ここで、本会議に戻します。

現在のところは現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合はその手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

## 【卷末資料】

請願文書表

意見書案

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                  |       |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 請願第 3 号                                          | 受理年月日 | 令和 3 年 5 月 2 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書                      |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 外山 律子 |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 成川 幸太郎                                           |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |       |                  |
| <p>新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。</p> <p>こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。</p> <p>このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に下記の事項の実現を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出するよう請願する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                  |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |       |                  |
| <p>1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。</p> <p>2 とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。</p> <p>3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。</p> <p>4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。また、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。</p> <p>5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。</p> <p>6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。</p> <p>7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。</p> <p>8 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。</p> <p>9 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。</p> <p>また、コロナ禍において、固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。</p> <p>10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。</p> <p>11 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。</p> |                                                  |       |                  |

## 発議第 1 号

### 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 7 月 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 中 島 由 美 子

### 提 案 理 由

政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握するとともに、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指す必要がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

### 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2 0 1 8」に基づき、令和 3 年度の地方財政計画までは、平成 3 0 年度の地方財政計画の

水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、令和 4 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、令和 4 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に下記の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を講じること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。また、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 令和 2 年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められ

ることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 9 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において、固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 11 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 7 月 5 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

---

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 中島 由美子